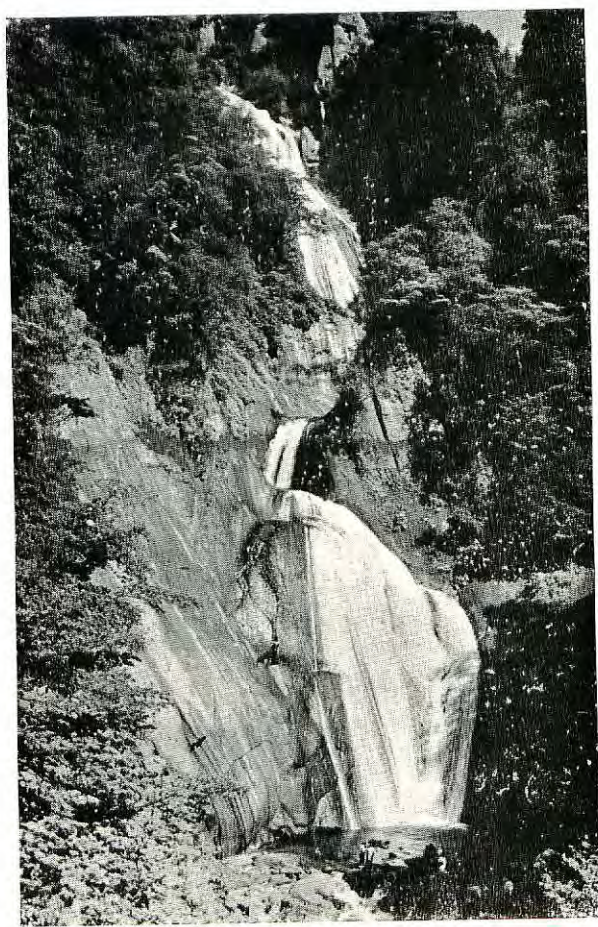


北海道議會時報

第 5 卷 第 6 號
昭 和 28 年 6 月



北海道議會事務局

— 第 6 號 目 次 —

議	會の動き	
	常任委員会	四一
	特別委員会	四一
	総合開発調査特別委員会	四一
會	合	
	八都道府縣議會議長會	五五
	全國都道府縣議會議長會	五五
	一道七縣議會議長會	五五
	全國都道府縣議會議長會會館運籌委員會及び會館移轉促進委員會の合同協議會	六六
	全國都道府縣議會議長會幹事會と會館運籌及び移轉促進委員會の合同協議會	六六
	第六回全國都道府縣議會議長會地方制度調査委員會	六六
資	料	
	六月分暫定豫算	八七
	六月分暫定豫算に基づく地方財政計畫	八七
	戦前戦後における地方財政規模の比較	八八
	昭和二十八年全國都道府縣一般會計歳入歳出當初豫算に對する考察	一一
	直轄施行に係る多目的ダムの建設に關する法律案要綱	二六
	地方公共團體中央金庫設置法案	二六
	北海道防害住宅建設等促進法案	二八
	選舉の一部無効訴訟について	三〇
	全國知事會地方制度調査委員會意見概要	三五
	本道最近の五カ年間の火災推移	三五
	地方財政法施行令の一部を改正する政令	三七
	本道貿易實績	三七
	道稅徵收狀況調 (四月末)	三九
雜	錄	
	行政疑義問答集	三二
	報道から拾う	三六
	石油裁判	三六
	外國人登録は合憲	三六
	不當な職務質問に判決	三六
	二十七年特需契約高	三六
	圓平價協定成る	三六
	附各國通貨換算表	三六
	日本物價と國際物價との開き	三六
	第五次吉田内閣の顔ぶれ	三六
	政務次官の顔ぶれ	三六
	衆參兩院正副議長	三六
	衆議院常任委員長顔ぶれ	三六
	參議院常任委員長顔ぶれ	三六
五 圖	書 室 便 り	
	月のメモ	四三

表紙寫眞

羽衣の瀧

道商工部商務觀光課提供

議会の動向

K.U

常任委員会

総務委員会

○五月四日、午後二時五十五分、第一委員室において開議。

① オホツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害復舊資金に伴う損失補償に關する豫算外義務負擔の件

立原委員長（自）より第一、同定例會において、本案修正議決されたがこの修正議決により融資面に支障を來しているためこの對策について協議したい旨を述べ、水産部長よりこの間の事情について説明聴取、これが應急措置について、山内委員（勞）委員長、大久保（改）桑野（自）各委員及び水産部長との間に質疑應答及び意見の交換があり、結局早い機會に臨時議會の開催に持つていくべきであるが、理事者側としても早急なる融資措置に努力すべきであるということとなつた。

② 次に道東京事務所建物について議長より發言があり、宮北（協）山内（勞）鈴木（社左）委員より意見があつて、午後四時零分散會。

衛生委員会

○五月四日、午前十一時四十五分、第一委員室において開議。

① 山内委員（勞）より委員交替に關する發言がありこれを了解した。

② 金澤委員長（自）より衛生行政の概要について説明を求め、衛生部長並びに各課長よりそれぞれ所管の事項について説明があり、井野委

員（社左）より醫療機關の運営に關し、公的醫療機關としての充實の必要性、へき地無醫村の解消、醫師の待遇の點に明確を欠いている點を指摘、鈴木委員（社左）より巡回診療運営の疑點、身體障害事務について民生部と二本建になつてゐる機構の關連性について、宮北委員（協）より國費財源の事業について、それぞれ質疑があり衛生部長の答辯があつて午後零時四十分休憩。

午後一時十分再開。

③ 井野委員（社左）より、保安隊の法定傳染病届出の義務、衛生監視員の服務態度、醫職員の待遇及び千歲町における衛生行政について、二瓶委員（協）より、へき地無醫村診療所の設置、製劑工場の設置に關する構想及び理容師試験制度廢止に伴う失格業者の對策について質疑があり、衛生部長より答辯があつた。

④ 次に委員長より保健所結核病床、隔離病舎設置並びに簡易水道補助等國費に關連ある事業に對處する各委員の意見を求め、吉田（定）委員（改）より本道の特殊事情から事業は早期に施行する必要があるが府縣並の暫定豫算では支障を來すので委員を派遣し中央折衝を行う必要があるとの發言、異議なく派遣委員を正、副委員長及び前任委員長田中委員（自）の三名とし五月十日以降これを實施することに決定。

⑤ 更に桑野委員（自）より委員改選に伴い道内衛生施設の視察實施について發言があり、異議なくモデル的なものを中心とし六月上旬二班編成でこれを實施することに決定、午後二時散會。

文教委員会

○五月七日、午前十一時四十分、第一委員室において開議。

① 北海道私立短大協會長より本道の六短期大學に對し補助金交付についての陳情を聴取。

② 高田委員（社左）より、四月三日の正副委員長互選委員會招集について疑義があるので、本日は協議會として進行されたい旨の發言あり

林委員長(改)より、緊急案件一件を決定の上協議会として進行したいと諮りそのことに決定、老朽危険校舎改築豫算及び屋内體操場豫算について中央折衝委員派遣について諮り、派遣委員日程については委員長一任に決し、午後零時十五分散會。

同日、午後零時四十分より協議會開議。

① 林委員長(改)より教育委員會懸案事項について説明を求め、教育次長より説明あり、高田委員(社左)より各學校別の學級増の狀態について、新川委員(勞)より、小、中、高校の各兒童生徒増加數、へき地手當についての國の線について、委員長より道立高校移管問題について質疑あり、應答あつて午後一時十分散會。

民生委員會

○五月六日、午前十一時二十五分第一委員室において開議。各課所管事項の説明、並びに付託諸願、陳情を議題に供したが、森川(社左)、新川(勞)、高橋(社右)の各委員より正副委員長互選委員會における招集手續に疑義あり、協議會として議事進行されたい旨の發言あつて一旦休憩。午後一時再開、緊急案件たる第三次中共引揚に對する舞鶴出迎え及び民生關係懸案事項の中央折衝を兼ね新川、勢田、本多の三委員派遣を決定し午後一時二十分散會。

同日、午後一時二十五分より第一委員室において協議會開議

① 本多委員長(改)より民生關係當面の重要問題並びに民生部長の中央折衝狀況等について説明を求め、民生部長より説明、新川委員(勞)より遺族債券資金化問題、引上疎開住宅について質疑、應答があつた

② 民生部長國外視察について、保護課長より中共引揚第三船團歸港豫定等について説明あつて、午後二時散會。

○五月二十三日、午前十一時三十分、第一委員室において開議。

① 森川委員(社左)より、正副委員長の互選委員會の招集手續の疑義に關連し、この問題が解明されるまで協議會形式で議事進行されたい

旨の發言があつたが、本多委員長(改)より、本日は委員會として議事を進めたいと了解を求め議事に入る。

② 民生部長より、米國及び歐洲各國視察について報告、ついで民生部懸案事項について報告、協力を求めた。これに對し新川委員(勞)より今次中共引揚者住宅問題について質疑、民生部長より答辯があつた。

③ 第三次中共引揚出迎え並びに中央折衝經過について新川委員(勞)より報告。

④ 戦犯釋放問題を議題とし、森川(社左)、新川(勞)、中山(改)委員より意見があり、委員長より本問題に關連し必要により委員派遣について諮り委員長一任に決し、更に第四次中共引揚が六月道議會の前である場合の委員派遣については秋山(協)、中山(改)委員を決定午後一時二十分散會。

林務委員會

○五月十五日、午後一時三十分、第三委員室において開議。

① 第一回委員會招集の疑義について荒委員(社左)より發言あり、西川委員長(改)、中野(社左)、村上(自)、朝倉(自)、堀田(自)、土山(公)各委員よりそれぞれ意見があつたが、結論に至らず、一旦休憩。午後二時三十九分再開。

② 標茶町長より同町大火による災害復興についての陳情を聴取。

③ 林務部長より、昭和二十八年度林務行政重點政策について説明、堀田委員(自)より道有林の保育手入、防火線の設置及び補助、苗木價格について、土山委員(公)より①森林伐採②昨年度の特賣を受けた者の氏名、石數、金額、③伐採量と造林計畫について、朝倉委員(自)よりブランコ毛虫の防疫について質疑、それぞれ答辯があつた。

④ 林産指導所次長よりヨーロッパ視察報告があり、午後三時五十九分散會。

水産委員会

○五月七日、午前十一時、第三委員室において開議。

- ① オホツク海暴風浪による漁業施設災害に對する融資促進方について
宗谷管内漁業災害者代表より陳情を聴取。

- ② 坂本委員長（自）より、オホツク海暴風浪による漁業施設災害に對する融資問題を議題に供し、旭委員（自）より、前議會における本問題に關する議案修正議決の結果により、融資問題が圓滑に進捗しないとするれば、六月道議會に改めて改正案を提出させるか、知事の専決處分によつてはどうかと意見があり、水産部長の答辯、松平（自）西村（社左）沖野（公）舛田（協）各委員よりも意見あり、結局委員長より融資措置については理事者の最善の努力を要請し委員會としても協力すべきことを諮つて、異議なくそのことに決し、旭委員（自）より本問題については委員長外二名の委員を中央に派遣し強力に折衝すること、人選については委員長指名されたい旨の發言あり、これを諮つて異議なく、そのことに決した。（後刻村山副委員長（改）松平委員（自）を指名。）

- ③ 千歳水産ふ化支場施設調査について諮り、派遣委員に委員長及び安達（自）西村（社左）沖野（公）舛田（協）三浦（改）委員を決定。
④ 北洋向短波通信施設に對し助成の件についての請願を議題としたが正式決定に至らず一應了解に決した。午後三時散會。

農地開拓委員會

○五月六日、午前十時三十分、第三委員室において開議。

- ① 安達委員長（自）より農地開拓部の事務分掌及び豫算關係について説明を求め、農地開拓部長より説明、舛田委員（協）より、米作に轉換した畑作の餘剰地の農地調整法による買収について、田呂委員（改）より、六、七月の暫定豫算要求について質疑、同部長より答辯があつた

- ② 西村委員（社左）より、本委員會構成されるまでの手續についての疑義について發言、委員長及び坂本（自）三浦（改）沖野（公）田呂（改）舛田（協）旭（自）委員より、それぞれ意見があつたが結論に至らず午後三時五十分散會。

○五月七日、午後三時十分第三委員室において開議。

- ① 安達委員長（自）より、六月七月の農地開拓關係國費暫定豫算折衝のため上京委員派遣について諮り、旭委員（自）より委員長外二名の上京委員を挙げ、この豫算獲得について強力に折衝すべきであるとの發言があり、これを諮つて委員長及び田呂（改）西村（社左）委員を五月十一日より十日間派遣に決定、午後三時三十分散會。

商工委員會

○五月十六日、午後一時二十五分、第三委員室において開議。

- ① 冒頭太田委員（社左）より第一回委員會の招集手續に欠陥があると認められるので、経緯について説明されたい旨の發言があり、福島副委員長（自）より適法に招集し合法的に正副委員長を選任した旨、答辯したが、太田委員（社左）、和平委員（勞）より欠陥があり認め難い旨の發言があり、これに對し菊地委員（改）より適法に行われた旨の反論があつたが、太田委員（社左）は、主張の理由により若し議事を進行するとせば規則による年長委員をもつて進められたい旨の動議を提出、和平委員の賛成があつて動議成立、菊地委員より議事進行に影響があるので賛否をとられたい旨の動議があり賛成あつて午後二時休憩、午後二時二十分再開。

- ② 賛否をとれたい旨の意見多く採決の結果起立多數により議事進行のことに決したが太田委員（社左）は別の機會への發言を保留した。
③ 次いで商工行政の概要について理事者の説明を求め、これを聴取、請願陳情の審議を次回に持越し札幌競輪場を視察することを申合せて午後二時四十五分散會。

建築委員會

○五月十九日、午後一時二十二分、第三委員室において開議。

① 冒頭太田委員（社左）より、第一回委員會の招集手續の疑義について委員長に質疑があつたが、委員會の適法性の問題は適當の機會に譲ることとし、議事に入る。

② 主事坂東（秀）委員長（公）より建築行政の概要について説明を求め、建築部長及び各課長より説明があつた。

③ ついで陳情の審査に入り、陳情第九十四號は採擇、第九十五號は保留に決した。

④ 北海道防寒住宅建設促進法制定促進のため上京委員派遣について諮り、菊地委員（改）より意見あり、委員長及び菊地（改）太田（社左）委員を派遣することに決定。

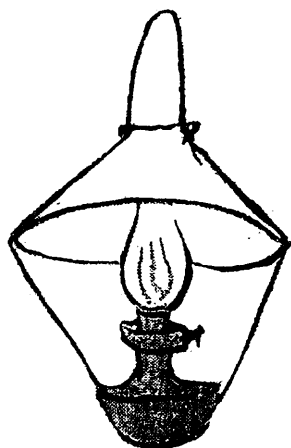
⑤ 分譲住宅建設問題は全委員賛意を表し、午後三時三十四分散會。

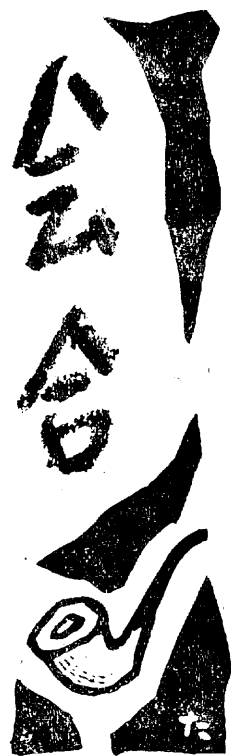
別 委 員 會

総合開發調査特別委員會

○五月十四日、午後二時四十八分、第三委員室において開議。

① 正副委員長の互選について大島委員（改）より、發言あり、ついで森川（社左）荒（社左）長澤（社右）宮津（自）西田（信）（自）桑野（自）各委員より意見あり、結局坂東（秀）委員長職務執行者より正副委員長互選の委員會は各黨が開いてもよいというときに開くことに付いて諮り、異議なくそのことに決し、正副委員長の互選は延期となり、午後五時二十三分散會。





八都道府縣議會議長會

○五月八日、北海道において開催

一、戦争病者戦没者遺族等授護法に基く遺族國庫債券の資金化促進につ
て

一、國民健康保險事業振興對策について

一、老朽危險校舎の早期解消について

一、國庫補助公營住宅建設事業の起債枠の擴大について

一、漁業信用基金協會への地方公共團體出資金の起債許可について

一、電源開發の促進について

一、地方公共團體に關係ある本年度國費豫算について

一、農林漁業協同組合の整備強化を圖るための政府の財政援助方につ
て

一、土地改良事業に對する國庫補助強化について

一、中小企業者に對する保險制度確立について

一、霜害對策について

一、千島齒舞諸島の返還について

一、公衆浴場入浴料金統制事務の地方委譲について

一、昭和二十七年府縣財政補填策と、昭和二十八年度政府資金短期融
資増額方について

一、地方公共團體中央金庫設置法の實現についてを議題として協議、つ
て

52

一、一般歳入歳出豫算の審議未了の場合における知事の専決處分と暫定
豫算提出との關係について

一、全國都道府縣議會婦人議員協議會等の開催について

一、八大議長會の會則制定について

一、稅財政その他地方行政の根本的な研究について

それぞれ懇談を行い次回開催地を愛知縣（七月十日頃）に決定。

全國都道府縣議會議長會參與會

○五月十三、十四日、東京都において開催、協議事項次のとおり。

一、地方自治法の改正、又は解釋に關する調査研究事項に對する意見と
りまとめについて

一、全議事務局職員退職死亡給與金支給制度及び福祉厚生施設について

一、會館運営について

一、全國知事會における地方制度改正に關する意見について

一道北部七縣議會議長會

○五月十九日、新潟縣において開催、岩手縣議會議長より

第四回一道北部七縣議會議長會決議事項の措置經過について報告の後提
案事項の審議に入り

一、老朽危險校舎の早期解消について

一、地方公共團體に關係ある本年度國費豫算について

一、漁業信用基金協會への地方公共團體出資金の起債許可について

一、昭和二十七年決算見込における赤字處理方策について

一、昭和二十八年度豫算執行について

一、適期施行を要する事業の、事業費並びに起債の配分等善處方につ
て

一、府縣が經營する産業教育機關に對する全額國庫助成について

一、府縣が經營する産業教育機關に對する全額國庫助成について

一、中小漁業融資保障法による漁業信用基金協会の債務保證を得て融資を受ける者に對する利子補給について

一、東北線の複線化と電化について

一、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法に基く、農業振興施設豫算の増額分確保について

一、公立諸學校増改築に必要な財源確保について

一、國道の維持修繕費に對し國庫補助考慮方要望について

一、冬季交通確保上道路除雪事業に國庫補助方要望について

一、東北興業株式會社の再建強化のため、政府の強力な援助措置要望について

一、渇水期における中小企業者の電力確保について

一、國有林野整備臨時措置法の實施に伴う財政措置について

一、木炭公營検査費の一部國庫負擔方要望について

一、肥料價格の適正化について

一、豪雪地帯の道路補修費の繼續および増額について

一、凍霜被害對策を政府に要望する件について

一、青函海底隧道實現方促進につき政府に要望する件について

一、地方制度改正に關する意見取りまとめについて

を審議し終つて第三十二回全國都道府縣議會議長會定例會の開催について打合せを行い次回開催地を秋田縣（九月上旬）と決定。

全國都道府縣議會議員會館運營、移轉促進合同

委員會

○五月十五日、東京都において開催、現會館の運營方針について及び新會館建設促進について協議を行つた。

全國都道府縣議會議長會幹事會と會館運營及び移轉促進委員會の合同協議會

○五月十六日、東京都において開催協議事項次のとおり。

一、「地方自治法改正及び自治廳行政實例の改訂方要望」第一次意見とりまとめについて

一、自治大學校に通信講座開設要望について

一、現會館の運營方針について

一、新會館の建設促進について

一、全國議長會事務局職員退職死亡給與金支給制度及び福祉厚生施設について

一、「全國都道府縣婦人議員協議會」「全國競輪主催地議會議長會」「全國醫師議員の合同」等について

一、桑園等凍霜害對策緊急措置について

一、地方制度に關する知事會意見について

第六回全國都道府縣議會議長會地方制度調査委員會

員會

○五月三十日、東京都において開催、新任委員及び特別委員鳩飼信成氏の紹介後、左記事項について協議した。

一、知事會の地方制度改革に關する意見内定案中議會關係事項に對する措置について

一、自治廳の「地方公共團體の種類、機能、規模性格等に關する問題の考え方」に對する意見とりまとめについて

一、地方財政窮乏打開と恒久對策樹立方要望について

一、昭和二十八年度本委員會經費の臨時分擔について



六月分暫定豫算決る

「昭和28年度一般會計暫定豫算追加補正」は5月29日衆院通過、同30日参院通過成立した。

- 6月分暫定豫算は4、5月分暫定豫算追加補正の形で歳入643億830万円、歳出927億700万円（歳入不足は國庫余裕金並びに大藏省證券の發行で賄う）となつており、
- ① 中央、地方公務員の夏期手当（給料の〇、5カ月分）として125億圓を計上した。
 - ② 公共事業費中の土木費は、東北、北海道など寒冷地の特殊事情を考慮して、4月から6月分合計で年間工事量の半分程度が進められるようにした。
 - ③ 地方税収が7月以降に片寄るので、その歳入不足を補うため年間を通じる平衡交付金支出豫定の約4分の1の280億圓を計上した。
- 點などが注目される。

昭和28年度一般會計暫定豫算追加補正

（單位百万圓）

歳入	歳出	歳入不足
64,383	92,707	28,324
1. 租税及び印紙收入	59,041	
2. 官業益金及官業收入	896	

3. 政府資産整理收入	2,216
雜費收入	2,229
計	64,383
1. 保安廳經費	3,350
2. 公共事業費	10,001
イ 一般公共事業費	7,035
ロ 災害復舊費	2,965
3. 食糧増産対策費	4,563
4. 文教施設費	765
5. 住宅対策費	883
6. 官廳營繕費	644
7. 出資及投資	3,000
8. 生活保護費	2,227
9. 児童保護費	410
10. 社會保險費	659
11. 結核対策費	1,193
12. 失業對策費	1,615
13. 留守家族等保護費	189
14. 國立學校運営費	2,820
15. 育英事業費	255
16. 義務教育費國庫負擔金	6,423
17. 地方財政平衡交付金	28,000
18. 農業保險費	268
19. 國家地方警察費	2,277
20. 海上保安經費	618
21. 刑務所等收容及作業費	438
22. 徴稅費	1,545
23. 租稅拂戻金	1,500
24. 國庫費	4,421

25. 在外公館費	226
26. 輸入食糧補助金	2,000
27. 文官等恩給費	129
28. 災害対策準備費	500
29. 雑作	11,788

計

92,707

六月分暫定豫算に基づく地方財政計畫

政府の6月分暫定豫算に基づく自治廳の地方財政收支計畫は次のとおり。

地方財政計畫	(單位:百万圓)	
	4月及5月分	6月分
A 支出		
1. 經常的經費	88,664	50,172
1. 給與、關係經費	43,733	29,845
2. 教育委員會費	416	208
3. 恩給の特別措置に關する法律施行に要する經費	268	—
4. 國庫補助負擔金(義務教育費、國庫負擔金を除く)を伴うもの	15,241	6,396
5. 公債費	2,022	231
6. その他の經常費	26,984	13,492
2. 臨時的經費	43,978	21,351
イ 公共事業費	32,798	15,196
一 災害費	20,835	10,732
ロ 失業対策事業費	11,963	4,964
ハ 單獨事業費	2,580	1,355
ハ 單獨事業費	8,600	4,300
支出合計	132,642	71,523

204,165

B 収入		
1. 地方税	39,448	19,735
2. 地方財政平衡交付金	18,700	28,000
3. 國庫支出金	42,316	20,677
イ 義務教育費負擔金	8,900	6,423
ロ 児童保護費負擔金	1,047	289
ハ 其他普通補助負擔金	9,778	3,947
ニ 公共事業費負擔金	21,161	9,208
一 災害費	11,747	5,420
ホ 失業対策事業費負擔金	9,414	3,848
4. 地方債	1,430	750
5. 雑収入	—	3,000
イ 使用料及手数料	9,944	7,468
ロ 雑収入	4,953	2,477
収入合計	4,991	4,991
C 収入支出差引過不足額	110,408	78,880
D 資金運用部短期融資	189,288	14,877
過不足額計	123	15,000

戦前戦後における地方財政規模の比較調

(自治體別)

この表は自治體において作成されたものであるが、これによると(戦前)昭和11年度に對する(戦後)昭和23年度地方財政は歳入面において81倍余、歳出面においては90倍余に當り、昭和28年度は、更にその3倍余に膨張していることが注目される。

1. 年度別地方才入額調

(単位千圓)

年 度	昭和9年度		昭和10年度		昭和11年度		昭和23年度		昭和24年度		昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度	
區 分	實 數	所 分	實 數	所 分	實 數	所 分	實 數	所 分	實 數	所 分	實 數	所 分	實 數	所 分	實 數	所 分	實 數	所 分
地方税收入	595,968	21	634,376	23	672,018	20	77,709,197	28	142,440,918	34	188,281,000	34	271,874,000	39	293,460,000	40	308,656,000	37
地方財政平衡交付金又は地方配付税	—	—	—	—	20,000	1	49,331,104	18	66,700,000	16	108,451,000	20	120,005,000	17	145,000,000	20	122,000,000	23
使用料	289,561	10	312,266	11	340,421	10	6,684,778	2	7,214,538	2	15,163,000	3	19,559,000	3				
手数料								5,075,087										
税 國庫支出金	346,441	13	302,529	11	259,409	8	88,778,658	32	113,117,278	27	127,217,000	23	138,677,000	20	157,176,000	21	180,304,000	21
外 寄 付 金	44,835	2	47,756	2	50,213	1	7,018,206	2	7,089,465	2	7,772,000	1	10,836,000	1				
地 方 債	847,540	31	735,779	27	1,237,644	36	23,905,151	9	27,347,040	7	32,822,000	6	53,273,000	8	62,500,000	8	91,200,000	11
分擔金及び負債	514	—	548	—	542	1	1,427,807	1	2,372,930	1	3,834,000	1	5,394,000	1				
雑 收 入	372,902	13	382,653	14	447,592	13	14,947,740	6	22,041,869	5	36,217,000	7	46,097,000	7	82,166,000	11	89,605,000	11
繰 越 金	265,655	10	332,946	12	365,208	11	7,144,804	2	20,263,926	5	25,397,000	5	27,614,000	4				
小 計	2,167,498	79	2,114,477	77	2,701,029	79	149,907,152	54	204,522,133	50	248,422,000	46	301,450,000	44	301,842,000	40	361,109,000	43
合 計	2,763,416	100	2,748,853	100	3,993,047	100	276,347,455	100	413,663,051	100	545,154,000	100	693,323,000	100	740,352,000	100	841,765,000	100

- 註 1. 本表は公營企業會計以外の會計について作成したものであるが、昭和9年度から昭和11年度までは、公營企業會計が分別できなかったため含まれていること。
2. 昭和9年度から昭和11年度まで及び昭和23年度から昭和26年度までは決算、昭和27年度は地方財政計画案、昭和28年度は概算になつた地方財政計画案であること。

2. 年度別地方支出額調

(単位:千圓)

年度 区分	昭和9年度		昭和10年度		昭和11年度		昭和23年度		昭和24年度		昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度	
	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率
議會費	6,744	—	6,917	—	7,181	—	2,022,325	1	3,605,480	1	5,416,778	1	7,375,235	1	—	—	—	—
廳費	130,942	6	136,514	6	146,321	5	38,279,651	15	59,270,978	15	73,995,241	14	95,053,256	14	128,704,000	17	138,981,000	17
警察消防費	101,126	5	104,748	5	107,663	4	19,829,050	8	26,521,837	7	32,433,402	6	38,971,236	6	32,756,000	4	36,998,000	4
土木費	347,555	16	356,055	16	404,014	15	41,191,678	16	69,202,797	18	44,300,258	18	111,647,852	17	137,877,000	19	155,392,000	18
教育費	443,990	20	468,910	22	504,505	18	71,439,784	27	105,206,263	27	135,875,479	27	182,700,863	28	193,629,000	26	219,152,000	26
社會及び労働施設費	48,028	2	45,117	2	47,048	2	22,905,944	9	35,612,202	9	55,132,544	11	69,757,811	10	71,903,000	10	93,153,000	11
保健衛生費	57,452	3	61,781	3	66,823	2	7,668,954	3	13,015,546	3	17,585,877	3	23,628,334	4	26,689,000	4	30,017,000	4
産業經濟費	185,873	8	191,513	9	185,110	7	30,457,615	12	45,321,411	12	50,905,736	11	81,996,213	12	86,806,000	12	106,449,000	13
財産費	—	—	—	—	—	—	—	—	4,115,643	1	5,541,604	1	7,370,434	1	—	—	—	—
統計調査費	—	—	—	—	—	—	1,208,137	—	1,921,226	—	2,051,425	—	1,144,727	—	—	—	—	—
選挙費	—	—	—	—	—	—	1,903,858	1	1,100,570	—	3,318,425	1	2,634,780	—	—	—	—	—
公債費	752,449	34	641,543	30	1,123,834	41	5,830,269	2	7,681,506	2	11,120,186	2	11,408,646	2	17,112,000	2	24,684,000	3
支出金	140,276	6	151,701	7	165,291	6	16,332,448	6	18,916,953	5	26,595,382	5	34,983,485	5	44,826,000	6	36,929,000	4
合 計	2,214,435	100	2,164,799	100	2,757,790	100	259,070,313	100	391,492,412	100	523,289,357	100	668,672,872	100	740,302,000	100	841,765,000	100

註 1. 本表は公営企業會計以外の會計について作成したものであるが、昭和9年度から昭和11年度までは公債費の中に公営企業分が含まれており、分別が不可能である。

2. 昭和9年度から昭和11年度まで及び昭和23年度から昭和26年度までは決算、昭和27年度は地方財政計畫額、昭和28年度は概算となつた地方財政計畫額であること。

3. 昭和9年度から昭和11年度までの「統計調査費」及び「選挙費」は「諸支出金」に含まれていること。

4. 昭和23年度の「財産費」は「諸支出金」に含まれ、昭和27年度及び昭和28年度の「議會費」「財産費」「統計調査費」及び「選挙費」は「諸支出金」に含まれていること。

5. 前年度繰上充用金は「諸支出金」に含まれ、昭和25年度1,266,222千圓、昭和26年度5,380,434千圓であること。

昭和二十八年年度全國都道府縣一般會計 才入才出當初豫算に對する考察

一、豫算總額について

本年度豫算總額四千六百三十一億餘圓は前年度當初豫算の總額三千七百十八億餘圓に比べて約九百十二億圓を増し、その増加率は約二割五分である。これを別表各府縣別に見ると栃木、島根、高知、熊本、の四縣は減額しておるがその他の各都道府縣はいずれも増額を示しておりこれから豫算増加の主因をなしたものは物價の上昇とこれに伴う昨年十一月の給與改訂による増額が本年度は平年化されたものと思われる。

又この豫算總額は自治廳より發表せられた地方財政計畫により四千七百六十八億餘圓に比較すると約百三十七億圓の少額であることは特に注目される。

二、本年度豫算款別順位と前年度との比較

(イ) 才入

別表本年度才入豫算の款別に順位をつけてみると(1)國庫支出金 (2)都道府縣稅 (3)地方財政平衡交付金 (4)都道府縣債 (5)雜收入 (6)使用料及手数料 (7)寄附金 (8)公營企業及財產收入 (9)分擔金及負擔金 (10)繰入金 (11)繰越金 (12)その他 の順となつており、第一位は國庫支出金であり、これに第三位である地方財政平衡交付金を加算すると國庫に依存する右兩才入の總額は二、二八〇億餘圓となり才入總額の四九%に相當するが都道府縣稅は第二位であり總額に對する割合は二八%に過ぎないこのことは府縣財政の現状が如何に國庫依存度の高いやを示すものであり、本會はさきに地方制度調査會において、府縣財政はその自主性確保のため五〇%乃至六〇%は稅收入によらなければならぬとの結論に達しておるが、その目的達成には今後多大の努力を要するものと考えられる。

(ロ) 才出

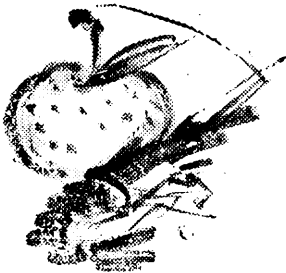
右にない才出豫算についても款別順位をつけてみると(1)教育費、(2)土木費、(3)産業經濟費、(4)都道府縣廳費、(5)社會及勞働施設費、(6)保健衛生費、(7)警察消防費、(8)公債費、(9)諸支出金、(10)その他、(11)議會費、(12)財產費、(13)選舉費、(14)豫備費、(15)統計調査費となつており、第一位教育費、第二位土木費、第三位産業經濟費の順位は昨年度とも同様でありその三者の總額三千八百十二億餘圓は才出總額の約六七%に當つておる

三、都道府縣豫算總額の全國比較について

この比較において全國中最高は東京の六百三十七億餘圓最低は鳥取縣の三十八億餘圓であり、全國の平均額は約百億圓となるがこれを前後する縣は宮城、千葉、茨城、静岡、廣島、岡山、山口の諸縣である。

四、むすび

本年度當初豫算の合計額が自治廳の地方財政計畫額に達していないことは、多くの府縣は財源難のため所要の經費を年度初頭において完全に計上することが困難であり、追加豫算に護つたものであると考えられるので、これら不足財源の補填措置を如何にすべきやは今後の地方財政上の重要問題であり、本表もまた本年度内におけるこれらの財政措置により最終豫算においては相當の變更をみるであらう。



會計歳入豫算額調.

(當初豫算)

(單位千圓)

繰入金	繰越金	雑収入	都道府県債	その他	昭和28年度 歳入當初豫 算額合計	27年度一般 歳入當初豫 算額合計	比較増減 △
87,008	100	1,924,401	2,559,000	—	29,757,937	22,689,387	7,068,550
—	—	151,511	690,000	—	7,093,397	5,143,186	1,950,211
70,000	—	333,956	678,000	—	7,782,545	7,009,675	772,870
9,561	—	202,665	595,740	—	7,229,312	5,491,137	1,738,175
3,000	37,095	510,297	1,080,000	—	9,856,132	7,403,883	2,452,249
700	40,446	307,439	855,000	—	7,662,686	6,069,810	1,592,876
267,265	1	541,909	1,643,000	—	12,611,173	8,481,808	4,129,365
985,734	—	3,758,290	4,134,000	210,000	63,750,000	52,201,821	11,548,179
490,802	272,967	1,389,553	338,000	—	13,047,511	8,616,516	4,430,995
2,000	262,525	436,366	1,098,800	—	9,595,798	7,167,491	2,428,307
35,000	200	844,307	1,473,000	—	9,824,913	8,443,792	1,381,121
85,800	257,096	321,128	515,000	—	4,962,407	5,560,000	△ 597,593
126,572	225,268	580,394	640,000	15,515	6,179,642	6,161,086	18,556
76,240	35,000	138,984	877,000	—	8,312,792	6,061,764	2,251,028
30,000	3,311	255,264	516,000	—	4,541,490	4,113,993	427,497
264,874	1	560,370	1,433,000	—	13,015,015	9,053,927	3,961,088
175,445	—	505,145	1,284,000	—	13,150,000	10,350,000	2,800,000
70,133	2,530	349,372	1,012,000	—	13,989,507	10,674,400	3,315,107
230	1,000	165,550	680,000	—	8,290,412	6,324,642	1,965,770
—	2,500	214,546	900,000	—	9,887,650	8,633,645	1,254,005
2,000	252,128	202,926	990,000	—	8,562,093	6,639,800	1,922,293
5,735	20,000	292,232	842,000	—	6,700,934	5,258,105	1,442,829
—	—	237,818	523,000	6,081	4,759,107	3,853,000	906,107
31,072	188,292	65,687	361,000	272,089	5,169,225	4,399,611	769,614
—	1	544,955	585,000	—	7,947,000	7,919,000	28,000
15,603	1,000	540,529	1,160,000	—	17,689,000	14,164,116	3,524,884
73,700	1	289,846	1,390,000	—	13,638,000	11,338,000	2,300,000
—	1	85,332	776,651	—	5,162,941	3,375,140	1,787,801
25,844	1,000	235,923	810,000	—	6,947,346	4,892,602	2,054,744
49,503	5,000	89,095	269,000	—	4,101,249	2,596,000	1,505,249
6,000	256,276	838,093	1,233,000	—	11,706,511	9,209,137	2,497,374
191,993	116,732	158,701	1,047,000	—	9,151,444	6,795,270	2,356,174
1,100	37,399	100,362	593,510	—	3,874,502	3,254,094	620,408
843	—	231,103	634,825	—	4,682,702	4,904,202	△ 221,500
13,500	73,383	208,886	1,626,000	92,931	11,591,692	9,875,735	1,715,957
302	—	309,282	606,220	—	5,283,847	4,372,048	911,799
3,960	5,000	135,433	851,500	—	5,164,884	4,698,166	466,718
17,402	100	98,646	505,678	—	4,257,103	5,252,006	△ 994,903
45,300	—	144,446	540,000	—	7,444,000	5,998,000	1,446,000
18,176	520,355	870,283	1,857,000	—	17,654,087	13,455,000	4,199,087
5,000	1	184,295	1,135,000	—	8,141,800	6,200,000	1,941,800
—	27,727	237,644	530,000	—	5,388,552	3,886,730	1,501,822
5,660	242,292	285,162	705,000	—	8,679,674	5,916,932	2,762,742
2,700	6,600	220,790	659,000	—	6,279,000	5,272,415	1,006,585
742	—	172,018	590,500	—	5,455,165	6,898,863	△ 1,443,698
—	—	179,052	911,400	—	7,172,300	5,810,000	1,362,300
3,296,496	2,893,298	20,449,996	44,733,824	603,616	463,144,477	371,885,935	91,258,542
71,663	62,898	444,565	972,474	13,122	10,068,358	8,084,477	1,983,881

昭和28年度全國都道府縣一般

府縣別	區分	都道府縣稅	地方財政 平衡交付金	公營企業及 財產收入	分擔金及 負擔金	使用料及 手数料	國庫支出金	寄付金
北海道	道	6,301,571	3,890,000	105,242	322,139	846,044	8,668,010	51,422
青森	森	760,313	3,050,650	62,946	145,782	296,533	1,985,433	10,215
岩手	手	1,023,439	3,200,000	78,577	38,778	269,735	2,072,271	17,789
秋田	田	710,774	1,754,334	86,256	62,788	255,037	3,478,017	74,090
宮城	城	1,247,557	3,839,855	23,324	124,134	326,313	2,607,526	56,536
山形	形	620,825	1,340,000	5,964	75,949	239,226	4,137,252	39,385
福島	島	1,300,958	4,979,996	38,638	42,767	545,814	2,803,517	442,308
東神奈川	京	40,343,857	—	1,750,194	44,732	3,122,357	9,381,377	19,459
千葉	川	6,061,410	1,124,250	116,877	75,870	321,452	2,643,215	208,115
茨城	葉	1,350,000	914,750	157,789	299,447	321,884	4,674,373	77,855
栃木	城	1,120,000	2,678,263	40,876	248,044	325,347	3,059,876	—
群馬	本	1,350,000	580,000	23,816	65,579	273,158	1,423,815	62,015
埼玉	玉	1,686,000	670,000	218,604	84,915	257,513	1,579,183	95,678
山梨	馬	1,301,019	1,022,188	145,414	70,791	418,597	4,185,727	41,832
長野	梨	610,000	1,418,441	3,429	21,870	303,817	1,361,940	17,418
新潟	野	1,600,871	1,699,632	115,230	45,070	730,088	6,377,432	188,447
愛知	潟	1,922,726	5,575,750	7,596	39,619	462,463	2,867,336	309,920
三重	知	6,500,000	2,650,100	62,240	31,649	468,003	2,735,850	107,660
靜岡	重	1,478,583	915,015	24,449	144,583	307,478	4,348,064	225,450
岐阜	岡	3,214,500	3,050,000	86,009	168,719	599,382	1,660,289	31,705
富山	阜	1,421,251	536,408	9,073	41,102	392,172	4,283,998	431,035
石川	山	1,069,217	586,550	15,865	4,114	349,273	3,424,670	91,218
福井	川	1,056,216	765,219	3,472	19,402	147,264	1,929,387	71,248
京都	井	642,411	874,113	16,591	65,741	148,854	2,468,944	34,431
大阪	都	3,697,000	100,000	96,927	52,349	246,160	1,711,001	13,637
兵庫	阪	11,843,000	—	231,181	503,654	477,219	2,866,814	—
奈良	庫	5,666,882	100,000	273,871	324,583	768,058	4,619,676	131,383
和歌山	良	613,000	644,900	43,593	10,278	267,074	2,677,880	44,232
滋賀	山	1,423,038	2,050,000	101,422	4,209	207,107	1,900,598	188,205
廣島	賀	664,700	1,730,247	33,778	9,893	148,223	1,011,623	90,187
岡山	島	2,200,026	790,000	58,320	223,551	386,295	5,656,883	58,067
鳥取	山	1,568,000	800,000	70,227	118,055	326,626	4,664,557	89,556
島根	取	394,901	931,485	15,756	49,651	151,045	1,524,057	75,236
山口	根	500,422	1,126,432	8,110	—	183,997	1,860,299	136,671
香川	口	1,857,580	2,680,000	7,150	53,156	396,763	4,210,422	364,916
德島	川	660,000	2,010,316	59,319	43,215	181,611	1,289,815	123,767
高知	島	496,200	1,532,686	36,995	66,563	140,640	1,847,633	48,244
愛媛	知	553,882	966,108	2,583	3,968	184,330	1,865,436	58,970
福岡	媛	934,425	964,174	12,194	50,393	303,077	4,371,575	78,416
大分	岡	6,480,000	3,252,000	132,039	105,488	800,113	3,532,556	86,077
佐賀	分	1,097,885	1,153,150	35,130	142,376	305,103	4,036,712	53,148
長崎	賀	757,276	860,000	23,645	62,282	169,142	2,689,619	31,217
宮城	崎	1,850,000	623,224	42,290	114,090	266,809	4,285,349	259,798
熊本	崎	800,480	2,282,395	16,923	73,001	300,460	1,883,186	33,465
鹿兒島	本	1,051,911	1,462,426	45,979	68,880	317,878	1,667,400	27,431
全國合計	島	903,312	1,528,619	40,415	174,290	311,091	3,092,421	31,700
一都道府縣平均	合 計	130,631,418	80,603,694	4,636,318	4,537,509	18,482,180	147,433,014	4,833,114
平 均	都 道 府 縣 額	2,840,031	1,752,254	100,789	98,641	401,787	3,205,066	105,068

會計歲出豫算額調

(當初豫算)

(單位千圓)

財 産 費	統 計 調 査 費	選 舉 費	公 債 費	諸 支 出	金 預 備 費	そ の 他	28年度歳出 當初豫算額 合 計	27年度歳出 當初豫算額 合 計	比較増減
104,018	36,098	18,435	603,973	911,824	1,088	28,000	29,757,937	22,689,387	7,068,550
22,972	19,574	27,760	123,173	114,325	5,000	—	7,093,397	5,143,186	1,950,211
5,146	7,513	26,423	243,439	153,883	3,000	587,096	7,782,545	7,009,675	772,870
11,508	8,820	25,833	254,951	107,690	5,000	—	7,229,312	5,491,137	1,738,175
4,046	11,791	30,141	273,931	200,005	15,000	—	9,856,132	7,403,883	2,452,249
20,255	16,981	44,632	213,676	113,559	10,000	—	7,662,686	6,069,810	1,592,876
430,219	10,837	60,030	212,559	441,553	5,000	2,148,685	12,611,173	8,481,808	4,129,365
—	35,404	106,451	1,880,194	750,739	100,000	722,378	63,753,000	52,201,821	11,548,179
4,920	6,683	59,730	195,553	774,432	30,000	—	13,047,511	8,616,516	4,430,995
18,693	7,630	43,105	205,953	165,530	10,000	—	9,595,798	7,167,491	2,428,307
3,400	8,391	36,374	245,458	92,389	6,000	14,464	9,824,913	8,443,792	1,381,121
41,973	17,695	41,938	146,800	102,975	5,000	317,716	4,962,407	5,560,000	△ 597,593
14,473	19,599	68,619	155,478	242,569	10,000	213,888	6,179,642	6,161,086	18,556
4,012	6,484	48,526	361,177	76,532	5,000	—	8,312,792	6,061,764	2,251,028
19,810	5,771	1,668	123,327	117,797	7,000	18,224	4,541,490	4,113,993	427,497
14,427	20,135	50,110	263,363	280,275	20,000	1,294,614	13,015,015	9,053,927	3,961,088
12,750	8,475	41,977	320,474	313,691	10,000	27,104	13,150,000	10,350,000	2,800,000
100,269	41,243	98,487	220,003	765,417	50,000	143,433	13,989,507	10,674,400	3,315,107
13,472	10,233	27,341	196,769	196,417	7,000	—	8,290,412	6,324,642	1,965,770
54,243	5,735	37,834	202,896	223,724	10,000	—	9,887,650	8,633,645	1,254,005
7,322	6,854	42,705	204,577	298,661	10,000	—	8,562,093	6,639,800	1,922,293
24,826	6,779	20,516	258,931	96,468	12,000	—	6,700,934	5,258,105	1,442,829
60,398	12,059	19,738	178,075	137,340	10,000	—	4,759,107	3,853,000	906,107
19,952	15,589	33,648	238,452	29,018	10,000	25,716	5,169,225	4,399,611	769,614
11,390	8,289	32,391	189,566	191,540	20,000	—	7,947,000	7,919,000	28,000
11,935	16,555	67,265	—	541,289	30,000	—	17,689,000	14,164,116	3,524,884
13,707	36,004	60,101	269,944	452,550	50,000	—	13,638,000	11,338,000	2,300,000
12,798	16,024	35,129	98,519	47,995	12,000	7,815	5,162,941	3,375,140	1,787,801
78,296	4,867	2,234	177,020	129,495	15,000	—	6,947,346	4,892,602	2,054,744
10,160	15,532	1,448	106,660	185,342	20,000	—	4,101,249	2,596,000	1,505,249
5,791	15,632	42,029	334,263	208,012	10,000	—	11,706,511	9,269,137	2,437,374
367,694	6,382	59,834	144,450	481,410	10,000	—	9,151,444	6,795,270	2,356,174
4,770	3,995	27,042	160,164	52,860	1,000	—	3,874,502	3,254,694	620,408
29,500	4,858	23,730	174,142	219,698	500	2,807	4,682,702	4,904,202	△ 221,500
7,300	8,137	29,776	420,853	113,756	15,000	—	11,591,692	9,875,735	1,715,957
39,000	10,664	21,745	139,945	331,560	5,000	2,687	5,283,847	4,372,048	911,799
11,537	12,664	576	187,124	30,737	500	—	5,164,884	4,698,166	466,718
4,103	12,816	22,567	230,988	54,309	4,000	—	4,257,103	5,252,006	△ 994,903
1,610	16,266	27,310	222,663	51,156	5,000	86,357	7,444,000	5,998,000	1,446,000
26,068	22,372	7,096	296,107	383,747	50,000	—	17,654,087	13,455,000	4,199,087
73,161	5,486	28,764	173,761	97,056	20,000	—	8,141,800	6,200,000	1,941,800
2,289	13,913	26,959	156,742	150,324	15,000	—	5,388,552	3,886,730	1,501,822
3,063	11,257	45,436	126,600	144,635	15,000	—	8,679,674	5,916,932	2,762,742
17,895	3,860	1,523	196,305	98,261	18,632	2,000	6,279,000	5,272,415	1,006,585
10,578	13,303	2,146	119,405	106,818	10,000	445,498	5,455,165	6,898,863	△ 1,443,698
33,230	5,861	32,751	257,117	97,275	5,000	119,398	7,172,300	5,810,000	1,362,300
1,787,979	611,110	1,609,873	11,504,470	10,878,783	687,720	6,207,880	463,144,477	371,885,935	91,258,542
38,869	13,285	34,998	250,097	236,495	14,950	134,954	10,068,358	8,084,477	1,983,881

昭和28年度全國都道府縣一般

科目		議會費	都道府縣廳費	警察消防費	土木費	教育費	社會及勞働施設費	保健衛生費	産業經濟費
府縣名									
北海道	北 道	119,104	2,893,467	52,024	2,750,420	9,985,098	2,658,258	935,679	8,460,451
	青森	51,851	387,389	18,406	864,466	2,601,766	858,141	213,128	1,785,446
	岩手	36,535	405,391	7,302	860,135	2,976,570	484,950	195,330	1,699,832
	秋田	57,173	889,779	17,229	834,013	2,694,815	622,507	223,115	1,477,529
	宮城	46,645	725,713	20,002	1,535,921	3,311,625	982,429	386,636	2,312,247
山形	山形	37,567	240,859	13,002	1,570,109	2,923,084	513,084	273,005	1,642,918
	福島	57,746	1,081,432	33,080	895,695	4,689,319	1,202,825	295,101	1,046,292
茨城	東 茨	174,303	8,672,581	12,474,337	6,844,636	16,650,132	9,339,120	3,550,581	2,449,144
	神奈川	70,965	1,707,433	37,139	2,363,997	4,692,155	1,170,468	529,954	1,404,082
	千葉	43,539	734,307	9,667	2,349,956	3,953,287	419,229	262,109	1,372,793
	茨城	37,810	705,462	12,458	2,242,033	2,555,760	1,218,930	450,776	2,195,208
	栃木	35,932	493,327	8,909	917,169	944,656	494,940	266,080	1,127,297
群馬	群馬	40,070	1,042,683	29,406	697,819	1,027,538	826,991	292,630	1,497,879
	埼玉	48,070	892,680	11,531	1,745,873	3,116,115	701,904	154,161	1,140,727
	山梨	40,859	599,986	8,561	950,520	1,066,380	342,604	204,690	1,034,293
	長野	46,198	901,777	11,018	2,010,530	4,740,650	926,069	371,187	2,064,662
	新潟	59,992	1,219,055	13,967	1,882,384	5,220,876	1,021,312	580,524	2,417,419
愛知	愛 知	90,810	821,320	50,933	2,135,107	5,725,617	1,533,369	486,848	1,726,651
	三重	43,391	921,446	24,550	1,451,248	2,868,069	655,792	244,525	1,630,159
	靜岡	53,563	949,453	56,503	1,365,805	4,654,909	645,299	216,759	1,410,927
	岐阜	46,145	878,796	11,383	1,500,373	3,274,034	551,549	136,086	1,593,608
	富山	37,721	675,486	21,856	1,602,234	2,079,676	413,621	101,814	1,349,006
石川	石川	30,615	244,858	14,436	977,064	1,229,446	594,233	176,688	1,074,157
	福井	29,432	362,001	25,210	1,133,057	1,529,369	378,011	185,964	1,153,806
京都	京 都	68,057	1,110,209	10,024	1,124,034	3,131,974	718,806	208,127	1,123,593
	大阪	128,376	2,391,851	28,728	2,665,511	7,397,793	2,865,884	292,635	1,251,178
	兵庫	106,368	853,128	31,369	2,355,911	5,253,914	1,431,392	677,903	2,045,709
	奈良	36,396	448,320	6,495	1,377,483	1,628,090	501,236	207,525	727,121
	和歌山	34,766	635,310	28,638	1,623,952	2,323,167	593,722	167,691	1,133,188
滋賀	滋 賀	24,491	538,060	19,702	399,781	1,608,449	376,683	67,945	726,996
	廣 島	51,545	1,030,528	16,561	2,836,267	3,922,638	309,718	223,536	2,200,991
	岡 山	49,379	774,213	13,183	1,585,892	2,999,945	838,604	365,496	1,454,962
	鳥取	37,449	560,377	6,022	1,067,921	705,164	345,735	108,620	793,383
	島根	43,644	726,759	7,540	1,311,129	510,702	336,943	126,482	1,164,268
山口	山 口	57,481	1,005,528	23,223	4,595,724	3,299,232	507,791	213,542	1,204,349
	香 川	30,774	654,679	8,307	938,270	1,761,744	341,268	75,307	922,897
	德島	32,300	422,984	29,031	1,699,292	1,200,857	439,628	85,985	1,011,669
	高知	33,528	586,256	3,925	1,260,251	892,200	450,172	101,482	600,506
	愛媛	41,680	298,248	7,816	1,582,328	2,963,313	432,507	250,149	1,454,595
福岡	福 岡	73,584	1,142,356	31,819	3,473,644	8,015,651	1,292,469	773,577	2,065,597
	大分	50,687	345,042	30,474	2,318,111	2,720,321	415,641	406,914	1,456,382
	佐賀	32,544	304,236	5,992	1,080,628	1,877,579	396,296	192,105	1,133,945
	長崎	48,152	851,938	9,272	1,983,744	3,439,038	871,131	241,429	888,979
	宮崎	35,566	666,218	31,114	1,523,198	2,029,494	544,742	106,603	1,003,589
熊本	熊 本	58,894	861,251	10,036	829,950	903,482	568,939	230,030	1,284,835
	鹿 兒	52,602	504,894	33,668	1,674,633	1,924,670	574,419	244,909	1,611,873
合 計		2,464,299	45,249,066	13,375,848	80,788,218	155,020,365	44,439,366	16,102,362	72,417,138
一 都 道 府 縣 平 均		53.572	983.675	290.779	1,756.266	3,370.008	966.073	350.051	1,574.286

直轄施行に係る多目的ダムの建設に関する法律案要綱について

建設省では、さきに河川総合開発事業の促進をはかるため「河川総合開発事業促進法案要綱」を立案したが、これに引續き、その一環として重視される多目的ダムの建設についても法案の準備をすすめ、このほど「直轄施行に係る多目的ダムの建設に関する法律案」について第一次案をうるに至つた。

これは多目的ダム建設についての工事の施行方法、費用の負擔等を定めダム建設を促進しようとするものだが、主として國と利水業者の双方によつて最近問題化してきている共同施設の建設について詳しい規定を設けようとしている。

またこの場合、必要あると認めるときは、一般會計と切り離して特別會計を設置しうることも認めており、損失補償についても、收用または買収した目的物に對する補償金については所得税、再評價税を免除するなど、優遇措置をも講じている。内容次の通り

直轄施行に係る多目的ダムの建設に関する法律案要綱

(目的)

この法律は、多目的ダム建設についての工事の施工方法、費用負擔、特別會計の設置等を定め、もつて國土の保全と電源開發事業の促進をはかることを目的とする。

(共同施工)

多目的ダムおよびこれに付屬する水路を建設する地點について、發電、かんがい等の利水事業を行う者(以下「利水業者」という)が事業を行おうとする場合において建設大臣が河川管理上必要であり、かつ、いちじるしく効率的であると認めるときは利水業者に對し、共同施設を共同して建設することを命ずることができる。

(共同施行の受委託)

共同施設を共同して建設する場合において、建設大臣は利水業者の委託を受けてこれを施行することができる。

2 建設大臣は、河川管理上支障なしと認める場合および特別の事由のあるときは、

利水業者に對し、その工事の施行を委託することができる。

3 前項の場合における費用の負擔、方法および割合は、電源開發促進法第六條第二項を準用するものとする。

(特別會計)

共同施設の工事を効率的に實施するため必要あると認めるときは、特別會計を設置し、歳入歳出を一般會計と分離することができる。

(共有物)

共同施設は國および利水業者の共有とし、それぞれ持分を有するものとする。

(立入權)

國または利水業者は、共同施設建設のため必要あるときは、土地所有者、占有者に通知または公告して、必要な範圍内で土地の立入調査、測量を行うことができる。

2 前項の場合、當該土地所有者、占有者に對しては、通常蒙るべき損失を補償しなくてはならない。

(損失補償)

共同施設建設のため收用または買収した目的物の補償金に對しては所得税法、資産再評價法の規定にかかわらず、所得税および資産再評價税を課さない。

(都道府縣に對する準用)

この法律は、都道府縣が行う共同施設の建設工事について準用する。

〔註〕

電源開發促進法第六條第二項の規程による費用の負擔方法及び割合の基準に關する政令

この法律案要項でも準用(共同施行の受委託)している電源開發促進法第六條第二項の規定による政令が、五月二十九日の閣議で決定された。

これは農業用水、出水調節などいろいろの目的をもつ電源開發を行う場合の工事費の負擔比率を定めたものである。

「地方公共團體中央金庫設置法」を立案

知事會が立案した法案はつぎのようなものだが、これが成立までには幾多曲折はまぬがれぬ模様である。

地方公共團體中央金庫設置法（案）

第一章 總 則

（目的）

第一條 地方公共團體中央金庫（以下「金庫」という。）は、地方公共團體に直接資金を貸し付け、またはその債務を保証することにより、地方公共團體の事業資金の供給を円滑にするるとともにあわせて、その起債手續の簡素化を圖ることを目的とする。

（法人格等）

第二條 金庫は、法人とする。

2 金庫は、主たる事務所を東京都に、從たる事務所を都道府縣ごとに設置する。

（資本金）

第三條 金庫の資本金は三百億圓とし、政府および地方公共團體で折半出資するものとする。

2 政府および地方公共團體は、金庫設立の當初において、その責任出資額の五分の一に相當する金額を金庫に拂い込むものとし、政府にあつては五年、地方公共團體にあつては十年以内に残額を拂い込むものとする。

3 拂込金は國債または地方債をもつてなしうるものとする。

（地方公共團體金融委員會）

第四條 金庫の運営に關する重要事項を審議決定し、資金の貸出および調達の円滑な施行を促進するため、地方公共團體金融委員會（以下「委員會」という。）を設置する。

2 委員會は、左の事項を審議決定する。

一、年間の貸出總額および貸付條件の決定に關する事項

二、地方公共團體中央金庫債券（以下「金庫債」という。）の發行總額および發行條件に關する事項

三、地方公共團體のきよ出金の決定に關する事項

四、その他金庫の運営に關する重要な事項

3 委員會は内閣總理大臣を委員長とし左に掲げる者をもつて委員とする。

一、自治廳長官

二、大藏大臣

三、郵政大臣

四、建設大臣
五、農林大臣
六、厚生大臣
七、文部大臣

八、通商産業大臣

九、日本銀行總裁

十、都道府縣の代表者

十一、市町村の代表者

十二、一般金融機關の代表者

十三、學識經驗者

委員の任期は二年とし、前項第九號以下の委員は内閣總理大臣が任免する。

第二章 役 員

（役員）

第五條 金庫にその業務を掌るため理事長、理事五人（うち一人を専務理事とする）監事二人を置く。

2 前項の役員は、内閣總理大臣がこれを任免する。ただし、理事のうち三人は都道府縣知事、市長および町村長の各代表をもつてこれに充てなければならぬ。

3 第一項の役員の任期は四年とする。ただし再任を妨げない。

4 從たる事務所の役員として、幹事長および幹事二人を置き、都道府縣の職員をもつてこれに充てるものとする。

5 役員および職員には、國家公務員法を準用する。

（職務權限）

第六條 理事長は金庫を代表し、その事務を總理する。

2 専務理事は、理事長に事故があるときは、その職務を臨時に代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は理事長を補佐し、定款の定めるところに従い、金庫の業務を掌理する。

4 監事は金庫の業務を監査する。

（業務）

第七條 金庫はその目的を達成するため左に掲げる業務を行う。

一、地方公共團體に對する資金の融通

（業務）

第七條 金庫はその目的を達成するため左に掲げる業務を行う。

一、地方公共團體に對する資金の融通

二、地方債の應募または引受

三、地方公共團體の債務の引受または保證

四、地方公共團體からの預金の受入

五、前各號に付帶する業務

2 金庫は業務開始のさい、預金の受入および資金の融通に關する條件、その他業務の方法を定め、委員會の承認を受けなければならない。その條件を變更しようとするときも同様とする。

第八條 地方公共團體の歳計現金および地方公共團體をもつて構成する各種團體の積立金はできるだけ、この金庫に預け入れなければならない。

(償還)

第九條 資金の融通を受けた地方公共團體は、十五年以内は金庫にその全額を年賦で均等償還しなければならない。

2 償還を怠つた地方公共團體に對しては、金庫は、當該地方公共團體に交付される各種國庫支出金または地方財政平衡交付金の交付を留保することを、主務大臣に請求できるものとする。

3 金庫は資金の融通にあつて、當該地方公共團體の預金成績償還実績等をしんじ、やうできるものとする。

第四章 金庫債

(金庫債の發行)

第十條 金庫は委員會の承認を受けて、金庫債を發行することができる。

2 金庫債は券面金額五百圓以上とし、無記名利札付とする。

ただし、應募者または所有者の請求により記名とすることができる。

3 金庫債の發行額および金庫が引き受けまたは保證した債務の現在額の合計は、拂込済資本金額の二十倍を超えてはならない。

4 政府は委員會の意見にもとづき、資金運用部資金をもつて、金庫債の全部または一部を引き受けなければならない。

5 金庫債は割引の方法で發行することができる。

第五章 會計

(會計)

第十一條 金庫は、毎事業年度の事業計畫および經費の豫算を定め、事業年度開始までに委員會の承認を受けなければならない。これらの計畫に重大な變更を加えよう

とするときもまた同様とする。

2 金庫は、毎事業年度財産目録、貸借對照表、損益計算書、その他委員會の定める書類を作成し、毎事業年度經過後二月以内に委員會に提出して、その承認を受けなければならない。

第六章 雜則

(非課税)

第十二條 金庫に對しては、左に掲げる國税および地方税を非課税とする。

所得税、法人税、印紙税、登録税、事業税、付加価値税、自動車税、市町村民税、固定資産税および自轉車税。

(法人の規定の準用)

第十三條 民法(明治二十九年法律第八十九號)第三十七條、第三十八條(ただし、主務官廳は委員會とする)第四十四條、第四十五條、第四十六條、第五十條、第五十四條は、この金庫に準用する。

(政令への委任)

第十四條 この法律に定めるもののほか金庫の運営に關し、必要な事項は政令で定める。

北海道防寒住宅建設等促進法案について

本道の寒冷開發に伴う増加人口の收容と、寒冷地に適合する道民住宅生活の改善の高度化並びに森林石炭等資源の消費節約等の見地より本道寒地住宅建設の飛躍的な促進を圖るため、次のような立法措置を講じ國策としてこれを推進せしむべく要請中のものである。

北海道防寒住宅建設等促進法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、北海道における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設及び防寒改修を促進することにより、その氣象に適した居住條件を確保し、もつて北海道の開発に寄與し、あわせて北海道における火災その他の災害の防止及び木材の消費の節約に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において、左の各號に掲げる用語の意義は、それぞれ當該各號に定めるところによる。

一、關係地方公共團體 北海道及びその區域内の市町村をいう。

二、防寒住宅 北海道の氣象に適した防寒的な構造及び設備を有する住宅をいう。

三、防寒改修 既存の住宅の構造又は設備を北海道の氣象に適するように防寒的なものとするをいう。

(國の責務)

第三條 國は、防寒住宅の建設若しくは防寒改修又はこれらに關する試験研究若しくは普及事業を行う者に對し、財政上、金融上又は技術上の援助を與えるように努めなければならない。

(試験研究及び普及事業に對する國の補助)

第四條 國は、防寒住宅の建設又は防寒改修に關し、左に掲げる事業を行う關係地方公共團體に對し、地方財政法(昭和二十三年法律第九號)第十六條(補助金の交付)の規定に基く補助金を交付することができる。

一、試験研究

二、巡回指導、資料の展示、出版物の配付、講習會の開催その他の普及事業

三、技術者又は技能者の養成又は研修

(補助金の交付の手續)

第五條 前條の規定により國の補助金の交付を受けようとする關係地方公共團體は建設省令の定めるところにより、事業の計畫書及び經費見積書を添えて、補助金交付申請書を建設大臣に提出しなければならない。

建設大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、適當と認めるときは補助金の交付を決定し、これを當該關係地方公共團體に通知しなければならない。

三 市町村が第一項の規定により補助金交付申請書を建設大臣に提出する場合及び建設大臣が前項の規定による通知を市町村にする場合においてはそれぞれ北海道知事を経由してしなければならない。

(補助金の返還等)

第六條 建設大臣は、第四條の規定により國の補助金の交付を受ける關係地方公共團體が當該補助に係る試験研究若しくは普及事業を行わず、又は當該補助金を補助の目的以外に使用したときは、當該關係地方公共團體に對し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返

還を命ずることができる。

(國又は地方公共團體の資金によつて建設される住宅)

第七條 國又は地方公共團體が北海道の區域内において建設する住宅は、これを防寒住宅とするように努めなければならない。

(住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅)

第八條 住宅金融公庫(以下「公庫」という)が、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六號)(以下「公庫法」という)第十七條(業務の範圍)第一項の規定により、北海道の區域内において住宅の建設(あらたに建設された住宅で、まだ人の居住に供用したことの無いものの購入を含む。以下本條において同じ)をしうとする者に對し資金の貸付をすることができる住宅は、防寒住宅であつて、且つ公庫法第十九條(貸付をすることが出来る住宅)並びに第二十條(貸付金額の限度)第一項及び第二項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅でなければならない。

二 公庫が北海道の區域内において住宅の建設をしうとする者に對し、公庫法第十七條第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一戸當りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、公庫法第二十條第一項及び第二十一條(貸付金の利率及び償還の期間及び方法)第一項の規定にかかわらず左のとおりとする。

區 分		貸 付 金 の 限 度	
前項に規定する住宅であつて、且つ耐火構造の住宅であるもの	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえない場合においては標準建設費、以下本條において同じ)又は土地若しくは借地権の償還額(標準償還額をこえない場合において標準償還額、以下本條において同じ)の八割に相當する金額	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の償還額の八割に相當する金額	三十年以内
前項に規定する耐火構造であるものの建設及び借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の償還額の八割に相當する金額	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の償還額の八割に相當する金額	三十五年以内

三 第一項に規定する住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、公庫第二十一條第二項に規定する主務省令で定めるものの外建設省令、大藏省令で定める。

4 公庫法第二十條第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、同條第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準償還額について準用する。

(住宅金融公庫の資金によつて建設される産業労働者住宅)

第九條 公庫が産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第 號)(以下「融通法」といふ)第七條(資金の貸付の範囲)第一項の規定により、北海道の區域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に對し、資金の貸付をすることが出来る住宅は、防寒住宅であつて、且つ融通法第七條第三項において準用する公庫法第十九條及び融通法第九條(貸付の條件)第一項に規定する耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅でなければならぬ。

2 公庫が北海道の區域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に對し、融通法第七條第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一戸當りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、融通法第九條第一項の規定にかかわらず左のとおりとする。

區 分	貸 付 金 の 限 度	償還期間
防寒住宅であつて、且つ前項に規定する耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれらに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費)又は土地の価額(標準償還額)の五割に相當する金額	三十年以内

3 第一項に規定する防寒住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、建設省令大蔵省令で定める。

4 融通法第九條第二項において準用する公庫法第二十條第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、融通法第九條第二項において準用する公庫法第二十條第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準償還額について準用する。

(報告)

第十條 北海道知事は、毎年一回建設省令の定めるところにより、北海道の區域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに關する試験研究及び普及事業の状況について建設大臣に報告しなければならない。

2 北海道知事は、前項の規定による報告をするについて必要があると認めるときは北海道の區域内の市町村の長に對し、必要な資料の提出を求めることができる。

(罰則)

第十一條 第八條又は第九條の規定に違反して資金の貸付をした公庫の役員又は職員は三万円以下の過料に處する。

附 則

1 この法律は公布の日から施行する。

2 第八條及び第九條の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を限り、政令で指定する地域内において建設(あらたに建設された住宅で、また人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む)をする住宅については適用しない。

3 公庫がこの法律の施行前(前項に規定する住宅については、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日前)に資金の貸付をし、又は貸付の申込を受理したもののについては、第八條及び第九條の規定にかかわらず、公庫法の規定を適用する。

建設省設置法(昭和二十三年法律百十三號)の一部を次のように改正する。

第三條第二十三號の三の次に次の一號を加える。

二十三の四 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第 號)の施行に關する事務を管理すること。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

別表第三第一號百二十二の次に次のように加える。

百二十二の二 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第 號)の定めるところにより、建設大臣に報告をする等の事務を行うこと。

選挙の一部無効訴訟について

—候補者の氏名揭示に當つて所屬黨を誤つて揭示—

これは、參議院全國選出議員候補者の氏名揭示に當つて、栃木縣佐野市の選挙管理委員會が、左派社會黨に屬する平林氏を誤つて共產黨と揭示してしまった事件について、同氏が中央選挙管理會を相手どつて選挙の一部無効の訴訟を提起、裁判の成行きいかんによつては、佐野市の選挙はやり直し、同市三万一千余票をめぐつて、當落線

上の十數名の全國區候補者がふたたび灼熱の選挙戦を展開しなければならぬという問題である。

縣選管報告による事件の概要

事件直後、栃木縣選挙管理委員会が出した「佐野市における全國選出議員候補者の氏名揭示の誤記問題について」という報告書によれば、この事件發生および經過の概要は次のとおりである。

一、公職選挙法第七十三條の規定による候補者の氏名等の揭示のため、栃木縣選挙管理委員会は、候補者の氏名および黨派別を各候補者別に印刷して各市町村の選挙管理委員会に交付するとともに、市町村選挙管理委員会では、法第七十四條第三項の規定にもとづき、掲載の順序を定めるくじを行つたうえ、印刷物を用いて揭示するようにとの指示を行つた。

二、佐野市の選挙管理委員会は、四月十三日午前九時から市役所で、掲載の順序を定めるくじを行つたうえ、とくに有権者の見易い方法をとることを考えて、縣選管の指示と異り、別に全候補者を同一用紙に印刷して氏名等の揭示を行つた。

三、氏名等の揭示は、投票所（二十一カ所）にあてられた建物の壁、戸などに前記の印刷物を貼付することによつて行われた。印刷物は十四日午前中に各投票所當分の市書記に渡され、擔當者はそれぞれ受持の投票所にこれを揭示した。揭示は、投票所によつて幾分の差はあるが、おおむね十四日午後二時ごろまでには全投票所について完了した。

四、氏名等の揭示の誤記は、平林剛候補者の所屬黨派を「日本社會黨」とすべきものを「日本共產黨」と誤植したもので、校正にさいしても印刷終了後の檢閲にさいしてもこれに氣がつかず各投票所の擔當者に渡されたもので、擔當者もまた、これをそのまま揭示に用いたものである。その後、この氏名等の揭示は、投票の前日（二十三日）まで何らの事故なく最初に揭示されたままであつたが、ただ第十三投票所の分だけが二十三日夜、何者かによつてとりはずされたため、翌二十四日早朝豫備の印刷物を貼付した。

五、投票は規定のとおり、市内二十一カ所の投票所で午前七時から開始されたが、午前七時三十分ごろ、第一投票所（市保育所）の揭示をみた有権者（全専管務組員）が、平林氏の所屬黨派の誤植を發見、同七時五十分ごろその旨を申し出た。それより前、第一投票所から電話で市選挙管理委員会事務所に誤植の連絡があつたので、

市選管ではこの申出のあつたときは、すでに訂正の指示をしているところであつた。訂正の手段としては、取りあへず電話で各投票所に連絡し、手筆またはインクでもつて訂正させ、その後直ちに印刷物の豫備を利用して、「日本社會黨」の印刷用紙を「日本共產黨」の文字の上に貼付することによつて、訂正が目立たないように處置を講じたものである。訂正完了は、午前八時二十分であつた。

七、縣選挙管理委員会は、四月二十七日午後二時から栃木縣廳において選挙分會を開催し、各候補者の得票總數を計算して、同日選挙長に選挙分會の結果を報告した。

八、揭示の誤植をしたのは、前記のとおり公職選挙法第七十三條の規定にもとづくものについてであり、同法第七十五條のこの規定にもとづく投票記載所の氏名等の揭示は、別の印刷物を用いたので誤りはなかつた。

選挙無効提訴の規定

誤記事件について、この報告書は、以上の經過のほか、事件が全くの過失のために行つたものであり、このことを知つて市選挙管理委員会が事態收拾にいかん努力したかについて述べている。

今度の選挙においては、*「バカヤロウ」*解散のために時期が豫想より早められかつ衆參重複選挙となつて選挙事務行政面で大分慌てさせられたためか氏名の揭示に關するミスがこのほかにも二件ある。北海道根室町で左派社會黨の大森直一郎を共產黨と誤記したのが一つであり、同じく北海道留萌市で自由黨の渡邊信任氏を落してしまつたのがその二である。これらの問題も、佐野市における場合と同様、選挙無効の訴訟の對象となりうる問題であるが、兩氏の場合は、いずれも下位落選者であり、それらの地區において再選挙があつても當落の結果に影響がないから、訴訟を提起しても何ら効果が生じないわけである。

選挙無効訴訟においては、選挙の結果に影響するかが最重要事である。公職選挙法によれば「選挙の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者は、衆議院議員及び參議院（地方選出）議員の選挙にあつては當該選挙管理委員會の委員長を、參議院（全國選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理委員會の委員長を、當該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提出することができ」（第二百四條）、その提訴があつた場合「選挙の規定に違反するところがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、當該選挙管理委員會又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない」（第二百五條）ことにな

つてゐる。だから大森、渡邊兩氏の場合は、平林氏の場合と同じく、選挙の規定に違反する「事實があつても問題とはならないことになる。

ただ、平林氏の場合は、得票数十五万九千三百七十五の第五十四位（次期）で三年議員當選者楠見義男氏（藤前）と三百八十一票、拍木康治（藤前）と七百十票、八木秀次氏（石社新）と九百四十七票と、それぞれ僅少の差で落選、六年議員の下位當選者大谷資雄氏（自新）とも三千二百四十三票しか異つておらず、しかも佐野市の有効投票は一万六千五百八十九票（有権者は三万一千三百三十五）あつたのだから、もし平林氏が「日本共産黨」と誤記されずに「日本社會黨」と正しく記載されていた場合にはその得票数に變動があり、選挙の結果に異動があつたかもしれないことになる。したがつて平林氏の場合には、佐野市の選挙無効を提訴する現実的な理由があることになるのである。

中央選挙委の主張

平林氏は、六日猪俣浩三氏らを代理人とし、松村中央選挙管理委員長を相手として、東京高裁にこの選挙の一部無効の訴訟を提起した。中央選挙管理會は、この提訴をうけて七日委員會を開き、對策を協議、被告側辯護人として澤田竹治郎氏（元行政裁判所長官、最高裁判事）を選ぶとともに「選挙は有効である」旨の辯論の作成にとりかかった。訴訟の第一回公判は来る二十六日行われる豫定であるが、この場合一番問題となるのは、さきに述べたとおり、誤記事件が選挙の結果に異動を興えるかどうかという問題である。被告中央選挙管理會の側では、辯論において、

一、選挙民に候補者の所屬黨派を知らせる方法には、氏名揭示のほかに選挙公報や公營演説會などがある。

二、しかも佐野市における氏名掲における氏名揭示の誤記は、投票所外に貼られたごく一部のものにすぎない。

以上の二點から、選挙の結果に異動を及ぼす程のものではないことを主張、したがつて選挙は有効である旨の結論をみちびき出そうとしているもようである。

原告側の主張

これに對し、原告平林剛氏の方では、その訴狀において次のような諸理由をあげ「もし誤記がなかつたならば、佐野市における平林剛の得票は少くとも七百票以上増加し、楠見義男氏といれ替つて平林が當選した」ことを主張、佐野市における再選挙を

訴えている。

一、栃木縣佐野市選挙管理委員會は、市内二十一カ所の投票所の入口に候補者氏名揭示票を掲示したが、そのうち日本社會黨公認である原告平林剛の所屬黨派を日本共產黨と誤記し、これを、四月十四日から同二十四日まで掲示した。これは、栃木縣選挙管理委員會が日本社會黨平林剛なる短冊型のもの二十一枚を佐野市に交付、候補者揭示の方法を縣下一様に統一する手配をしたにもかかわらず、佐野市において何故かこれを用いず、一枚の紙に全候補者を一覽表的に印刷したものを利用したのである。これは悪意でしたか、悪意でなければ重大な過失であると思う。

二、(イ) 參議院全國議員選挙の候補者として、日本專賣公社關係から前理事（生産部長）上林忠次氏（無薪）と全專賣勞組を基礎とした原告平林剛との兩名がたつたが、栃木縣下では地盤協定が行われ、上林氏は郡部の煙草耕作者に、平林は佐野市内の煙草小賣人および煙草耕作者に働きかけることにした。他の選挙區でもかかる地盤協定をしたところがあるが、大體その線にそつて投票があつたのである。しかるに佐野市においては、開票の結果上林氏は三百七十七票、平林は六十五票となつたが、これは佐野市選挙管理委員會の揭示が平林の所屬黨派を日本共產黨と誤記したためであり、少くとも上林氏に投票されたもののうち二百票ぐらゐは平林に投票されたはずである。周知のとおり、日本共產黨に對する國民の人氣は低調であり、とくに佐野市においては、火焔ビン事件などによつて共產黨を畏怖し、嫌惡する状態であつたので、平林が共產黨と誤記され、しかも十一日間にわたつて選挙民にその印象を興えたことは、原告の立場をいぢるしく不利ならしめ、選挙の結果に悪影響を興えたことは明瞭である。なお、平林は佐野市内に親戚もあり、專賣公社の出張所（職員十名）もあり、それらの人達だけでも六十五票ぐらゐの票があるはずであるから、一般市民の票は皆無であつたとみななければならぬ。これは全く他の地區における平林の得票を参照すれば奇異な現象としなければならぬ。

(ロ) 參議院全國議員選挙において原告と同一政黨に屬する大森眞一郎氏も立候補者であるが、平と大森氏とは懇意の間柄なので、煙草耕作關係の農民は平林に投票するよう運動したのであるから、佐野市における大森氏の得票数二千九百六十一票中にも平林に投ぜらるべき票がこの二割程度、すなわち五、六百票あるはずであつた。

(ハ) 以上の二點からみただけでも、佐野市においては少くとも七百票以上が平林に投票さるべきはずであつた。しかるに平林の得票が單なる六十五票という僅少にとどまつたのは前記佐野市選挙管理委員會の揭示の誤記のためである。そしてしかりと

すれば、平林と全函館の最低當選者桶見義男氏とは三百八十一票にすぎないのであるから原告平林が當選したはずである。

前例と再選挙の場合の影響

國會議員の選挙の一部無効については以前二十四年一月の衆議院議員総選挙における新潟縣中蒲原郡七谷村(新潟二區)の例がある。この場合、(1)は投票および開票機關の欠除、(2)不在者投票の不正および二重投票、(3)投票所開閉時刻の不正確、(4)投票所の告示の欠除、(5)開票録原本の欠除などの諸理由により、同年十一月二十四日の判決で「およそ選挙の態をなさず」として再選挙ときまつたが(その後上告の結果、二十五年九月八日に上告棄却)、今度の佐野市の場合、選挙の態は完全になししているが、ただ公職選挙法第七十三條の規定による氏名等の掲示については完全に過失があるというだけに、問題は微妙である。

東京高裁がいかなる判決をするかは、非常に注目されるが、もし誤記事件が選挙の結果に影響するものとして、選挙の一部無効、再選挙の判決をすれば、

一、新参議院議員五十三名(六年議員五十名、三年議員三名)は、その議員たる資格を再選挙終了の時まで失い、

二、下位當選者と上位落選者の二十数名が、佐野市三万一千余票をめぐつて灼熱の選挙戦をふたたび展開しなければならなくなる。

いまもし選挙無効の判決があつた場合に、佐野市の再選挙によつて影響されるかもしれない人達について、その全國の得票数および佐野市における得票権を調べてみると、次のとおりである(自治廳選挙部および栃木縣選挙管理委員會調)

なお、佐野市における有権者総数は三万一千百三十五、四月二十四日投票者数一万七千九百二十四、正有効投票数一万六千五百八十九である。

當大倉精一(左社新)	一六九、二八七	一五
當關根久藏(自新)	一六四、七〇一	六二
當大谷登雄(自新)	一六二、六二四	八
(以上六年議員)		
當八木秀次(右社新)	一六一、三二八	七八
當柏木庫治(綠前)	一六〇、〇九一	三四
當桶見義男(綠前)	一五九、七六二	一一〇

(以上三年議員、以下落選者)

平林剛(左社新)	一五九、三八一	六五
前野興三吉(無新)	一五八、四七二	二二
大須賀貞夫(綠新)	一五七、六三二	一四八
寺田甚吉(無新)	一五三、七八八	一〇
棒繁夫(左社前)	一五三、二五九	一二
岡村文四郎(改前)	一五一、八五九	一七
梅原眞隆(綠前)	一五一、六五三	二
丸山直友(自新)	一五〇、三四〇	一〇五
原田雪松(自新)	一四九、二七九	二七
賀屋茂一(自新)	一四八、七四一	二四
上野富市(左社新)	一四八、一〇七	六
大谷藤之助(綠新)	一四六、三七二	二四
中村正雄(右社前)	一四五、三四三	八
谷鹽信雄(左社前)	一四四、八七八	二五
平野成子(右社前)	一四四、五四〇	四八

(理論的には、一人で三万一千票の得票がある場合として、第八十位の森田俊介(綠前)まで影響する場合があるが、以下略す)

全國知事會、地方制度調査委員會(五月八日)意見概要

(五月十五日自治日報掲載)

全國知事會は八日の第十四回地方制度調査委員會で現行地方制度のうち議會執行機關、地方公務員制度、地方公共團體の事務處理の方式に對する意見を内定六月一日に聞かれる豫定の全國知事會議で決定することになった。

同意見で注目される點は①現在の府縣議會の議員定数は、人口段階に應じて三十人以上七十人未満に減少すること、②人事刷新を圖るため定年制

を實施し恩給受給年限に達したもので、知事が必要と認める場合は退職させることができるなどである。意見の概要次の通り。

議會—運營、構成—

一、議員の性格

議員の職を専務職であり、有給職でなければならぬものとすべきでなく、議員の本質はあくまで住民の代表者として名譽的に行政に携わるべきである。

二、議員定數

現在の議員定數は過大で、經費の無駄と運營の非能率を來しているので、府縣議會の議員定數は、人口段階に應じて、人口百五十万未満は三十人、百五十万以上二百五十万未満は四十人、二百五十万以上三百五十万未満五十人、三百五十万以上四百五十万未満六十人、四百五十万以上七十人程度に縮少すべきである。

三、議會の開催數

定例会は、毎年二回とし、必要のある場合はその事件に限り臨時會を開くべきである。

四、常任委員會制度

首長、議會分立制の建前から現行常任委員會制度を廢止し、これに代るべきものとして、議員の選出した委員で構成する特別委員會を設け、議會の委任を受けた事項につき審議することとし、議會閉會中もその活動を認め議會制度の能率的運營を圖るべきである。

五、首長と議會との關係

首長の權限として①地方自治法第七十九條に規定する専決處分を擴大し、一定の事項につき議會の委任のある場合自由にこれを行使し得るようにする。②議會の運營が公正を欠き行政の適正な執行に重大な障害を與え、地方自治の本旨に反すると認められる場合は首長は議會に理由を付して勸告し、勸告後十日を経ても勸告に應ぜず、又應ずる意思がないと認めるときは議會を解散することができるとの二項を追加する。

執行機關—構成、選任方式—

一、部制

部制は行政機構簡素化の觀點から縮少することが望ましいが、その決定は府縣の任意とする。

二、副知事

設置は府縣の任意とし、任命についての議會の同意は不要とする。

三、出納長制度

機構を極力簡素化し、副出納長、出納員の制度は廢止する。

四、監査委員制度

議會は府縣の財務行政について検査監督の權能を有するものであるから、議會の議員で構成する監査委員會は廢止し、學識經驗者で構成する監査委員會を設けることが適當である。

五、法律顧問制度

府縣に法律の専門家を置くことは無益ではないが、職員の質を向上すれば事足りるものであり、このようなものを制度化する必要は認めない。

地方公務員制度

一、府縣に駐在する官吏

地方自治の建前から地方事務官、地方技官は府縣の中に置く必要はない。府縣がその性格の一部に國の優先機關的色彩をもつからといつて、かつての地方官官制の制度を一般的に認めることは地方自治をくつがえすものである。

二、人事交流

國家公務員と地方公務員および地方公務員相互間の人事交流は必要であるが、この地方公共團體の長の意に反してまで強行することは人事面から中央統制を強化することになるので、あくまでも地方の自主性において行わるべきである。

人事交流を圓滑化するには恩給退職手當の給與、社會保障制度などを改善し、人事交流の障害を除去するとともに人事交流の前提として、地

方公共團體が自主的に地方公務員の教養機關を持つことが適當である。なおこれと關連して人事刷新を圖るため定年制を實施し、又恩給受給年限に達したもので知事が必要と認める場合は退職させることができる。とする。

三、職階制

職種の數は思ひきつて少くする。

四、地方公務員の政治活動

一般職の職員は政治活動を府縣單位で禁止するよう法制化する。

五、身分の保障及び利益の保護

(1) 地方公務員の共済制度には現在の國家公務員共済組合法に基くもの健康保險法に基くもの、獨自の共済制度を組織するもの、三方式を整理し、地方公務員共済組合法を制定する。(2) 恩給制度は、國家公務員と地方公務員を一本にした取扱いをする。(3) 労働基準法は全面に適用除外とし、國家公務員と同様の扱いをする。(4) 國庫補助職員は全廢する。

事務處理方式

一、出納事務等の集中管理

出納長の事務を補助するため府縣内に地方出納室を設け、出納事務を集中處理することが望ましい。

二、自己監査の徹底

行政執行の公正を期するため自己監査の方式を採用する。

三、職員の教養充實

行政を公正能率的に運營するには地方公務員の資質水準を向上させるため地方公共團體が自主的に教養機關を整備することが肝要である。

四、給與體系

現行の生活給本位から能率給本位に切り換える。

本道最近五カ年間の火災推移について

昭和二十三年から二十七年までの五カ年間に於ける本道の火災の推移をみると、損害額の最高は二十四年の三十八億三千八百八十萬圓、最低は二十五年の十二億二千五百七十七萬圓、火災件数の最高は二十七年の千八百七十八件、最低は二十四年の千三百三十五件である。

この五カ年間の火災件数と焼失坪數ならびに見積損害額の平均値を一万世帯基準で算出すると、本道は一年間に平均一九・六件の火災をだし、九百八十一坪を焼き、二千七百八十七萬二千圓の損害を被つてゐる。これを他府縣と比較すると本道は最高といふかんばしからぬ成績となつてゐる。

最近五カ年間の北海道の火災調

年次	火災件數	燒失棟數	罹災世帯數	燒失坪數	死者	傷者	山林原野 燒失町步	損害額 萬圓
23	一、五五	二、四四	二、五五	五、一五	四	三	三、九五	一、六、九七
24	一、三三	二、〇六	二、四四	二、〇六	三	二	二、五七	三、一八〇
25	一、五九	一、五九	一、三三	五、六七	五	一	六、九〇	一、三、〇七
26	一、六六	一、七六	一、五三	五、三〇	三	一	二、四一	一、六、六六
27	一、八六	一、九〇	一、七六	五、二四	七	三	四、四五	三、七、九六

地方財政法施行令の一部を改正する政令について

地方財政法第十條の四第七號(自作農の創設維持その他土地の農業上の利用關係の調整に要する經費)および第八號(漁業關係の調整に要する經費)にかかざる經費については、地方財政法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第四十七號)附則第三項の規定において、政令で定めるものについては、當分の間地方公共團體の負擔とする旨定められてゐるが、このほど、地方財政法施行令の一部を改正する政令が、別紙のとおり、三月三十一日政令第五十五號をもつて公布され、この經費が定められたので、自治廳及び農林省は、自乙發第三二五號五月六日付をもつて、同改正政令ならびに留意事項を各都道府縣知事に通達するとともに、管下市町村にその主旨を示達

するよう要請した。すなわち、次のとおりである。

留意事項

一、地方財政法（以下「法」という）第十條の四第七號「自作農の創設維持その他土地の農業上の利用關係の調整に要する經費」とは、農地法および民事調停法（農事調停に關する部分を以下同じ）にもとづく事務を行うために要する經費を同條第八號「漁業關係の調整に要する經費」とは、漁業法にもとづく事務を行うに要する經費をいうのであつて、これらの經費については、地方公共團體は、その經費を負担する義務を負わないことを原則とするが、この政令で定められた事務を行うに要する經費は、當分の間、地方公共團體の負擔とするものである。したがつて、農地法ならびに民事調停法にもとづく事務を行うに要する經費については、この政令で定められた經費以外は全額國が負擔し、地方公共團體は負擔する義務を負わないものである。

二、地方財政法施行令（以下「令」という）第八條第一號は、法第十條の四第七號の經費のうち、地方公共團體が負擔すべきものと定めたものであつて、農地法および民事調停法にもとづく事務を行うに要する經費についての國と地方公共團體の負擔關係を原則的に區分すれば、農地などの買収、管理および賣渡し、農地動態調査小作料の基連作成などに要する經費の國がその他農地の轉用、權利の移動關係に要する經費は地方公共團體が負擔することとされているものであるが、經費を列挙するに當つては、農地法および民事調停法にもとづく事務に要する經費のうち、現在國が地方公共團體に交付している。

「農地動態委託費、小作料基準作成調査委託費、既製費調整費交付金（農地牧野等買収賣渡事務費交付金、民事調停事務費交付金、訴訟事務費交付金、都道府縣農業委員會現地調査費交付金、地方公共團體職員設置費交付金）未製地調整費交付金（未製地取得事務費交付金、開拓財産管理事務費交付金、開拓財産賣渡事務費交付金、既存收益調整事務費交付金、都道府縣訴訟事務費交付金、未開墾地處分事務費交付金、都道府縣開拓審議會費交付金、適地判定事務費交付金、地方公共團體職員設置費交付金、都道府縣代執行費交付金、農地法普及宣傳費交付金）」のうちに含まれていない經費を農地法の條文にしたがい列挙し、現在の經費負擔關係に合致するよう規定されているもので、現行の負擔區分に變更を加えていたものではない。なおこれらの地方公共團體の負擔する經費には、この事業を行うために必要な地方公共團體職員設置に要する經費を含め、また農地法第四條、第五條および第二十條の

規定にもとづく都道府縣知事の諮問に應ずるための都道府縣農業委員會の經費は、都道府縣農業委員會現地調査費交付金の中に含まれているものである。

三、令第八條第二號は、法第十條の四第八號の經費のうち、地方公共團體が負擔すべきものを定めたものであつて、漁業法にもとづく事務を行うに要する經費についての國と地方公共團體の負擔關係を原則的に區分すれば、漁業の免許に係る事務に要する經費および漁業調整委員會に要する經費（委員の選舉關係費を除く）は、國が漁業の許可に係る事務に要する經費の取締りに要する經費、および漁業調整委員會の委員の選舉關係費は地方公共團體が負擔することとされているものであるが、經費を列挙するに當つては、漁業法にもとづく事務に要する經費のうち、現在國が地方公共團體に交付している。

「漁業調整費交付金（職員設置費交付金、調整關係訴訟事務費交付金、漁業調整委員會費交付金、免許料許可料賦課調定事務費交付金、免許料許可料徴收事務費交付金、免許料許可料納納處分費交付金）内水面漁場管理委員會費交付金」のなかに含まれていない經費と漁業法の條文にしたがい列挙し、現在の經費負擔關係に合致するようになされているもので、現行の制度に變更が行われているものではない。

四、この政令は、公布の日から施行し、附則第二項の規定以外の規定は、昭和二十七年分度から適用されるものである。

五、附則第二項で廢止している「國庫負擔地方職員に關する政令（昭和二十四年政令第八十五號）は、地方財政法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四百十七號）により、その根據であつた法第十四條および第十五條が創設されたので、當然効力を失つていたものを形式的に廢止することとしたものである。

地方財政法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四百十七號）附則第三項の規定にもとづき、この政令を制定する。

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七號）の一部を次のように改正する附則に次の一條を加える。

第八條 地方財政法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四百十七號）附則第三項の規定にもとづき、法第十條の四第七號および第八號に掲げる經費のうち、當

分の間、地方公共團體が負擔するものは左の各號に掲げるものとする。

一、法第十條の四第七號の經費のうち左に掲げるもの

イ、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九號）第三條の規定による農地または採草放牧地の權利の移動についての都道府縣知事または市町村農業委員會の許可に要する經費

ロ、農地法第四條の規定による農地の轉用についての都道府縣知事の許可に要する經費

ハ、農地法第五條の規定による農地または採草放牧地の轉用のために權利の移動についての都道府縣知事の許可に要する經費

ニ、農地法第七條の規定による小作地または小作採草放牧地の所有制限の例外についての都道府縣知事の指定または市町村農業委員會の認定に要する經費

ホ、農地法第二十條の規定による農地または採草放牧地の賃貸借の解約等についての都道府縣知事の許可に要する經費

ヘ、農地法第二十六條から第三十一條までの規定による薪炭の原木の採取、採草等を目的とする土地または立木についての利用權の設定に關する市町村農業委員會の承認または裁定に要する經費

ト、農地法第三十二條において準用する同法第二十條の規定による薪炭の原木の採取、採草等を目的とする土地または立木についての利用權に關する契約の解約等に關する都道府縣知事の許可に要する經費

チ、農地法第八十三條の規定による都道府縣農業委員會または市町村農業委員會の土地の狀況等に關する報告に要する經費

リ、農地法第八十四條の規定による市町村農業委員會の小作地および小作採草放牧地の所有狀況に關する書類の作成および縦覧に要する經費

二、法第十條の四第八號の經費のうち左に掲げるもの

イ、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七號）第五十條の規定による都道府縣知事が備えなければならぬ免許漁業原簿に要する經費

ロ、漁業法第六十五條の規定にもとづく都道府縣規則の施行に要する經費

ハ、漁業法第六十七條または第六十六條の二の規定による地びき網漁業、中型まき網漁業の許可に要する經費

ニ、漁業法第八十八條の規定による海區漁業調整委員會の委員の選舉管理に要する經費

ホ、漁業法第八十九條の規定による海區漁業調整委員會選舉人名簿の調整に要する經費

ヘ、漁業法第九十九條の規定による海區漁業調整委員會の解職の請求に係る事務の管理に要する經費

ト、漁業法百三十四條第一項または第二項の規定による報告の徴收検査、立入測量等で、都道府縣がその經費を負擔する漁業の許可漁業の取締その他漁業調整に關する事項の處理に係るものに要する經費

チ、漁業法百三十五條の規定による訴訟で、都道府縣がその經費を負擔する許可または認可の申請に對する許可その他の處分に係るものの處分に要する經費

附 則

1 この政令は、公布の日から施行し、附則第二項の規定以外の規定は、昭和二十七年政令から適用する。

2 國庫負擔地方職員に關する政令（昭和二十四年政令第八十五號）は、廢止する。

本道貿易實績

昭和二十七年一月—十二月
（商館統計）

輸 出

品 目	單位	數量	金額 （單位千圓）
農 産 物			
いんげん豆	TON	二、七〇〇	二五、二四〇
玉 葱	〃	一、〇八〇	三〇、〇〇〇
燕 麥	〃	四四〇	三、三九〇
はつか油	KG	三、八二一	五、一八〇
はつか腦	〃	二、七〇〇	三、九四〇
馬 鈴 薯	〃	一、四四〇	二六、九四〇
林 産 物			
ベニヤ單板	M ²	三、四八〇	二七、九二〇
合 板（ラワン）	M ³	六、九七〇	一七、〇二〇
製 材		三三、〇七〇	三、〇〇〇、八六〇

丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	丸太	
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--

厨耐火煉鐵	クローム	燐鐵	石油	硫磺	マグネサイト	石炭	チリ硝	鐵工品	機械類	自動車	丸太(ラワン)	砂糖	鹽	大麥	小麥	米	食料品	品	入計	その他	硫黄	銑鐵	鐵鋼	亜鉛
〃	〃	〃	〃	〃	〃	TON	TON	M ³	〃	〃	〃	〃	〃	〃	TON	單位	數量	金額	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二、六六	一、五二	三、〇三	三、〇三	二、八七	五、六六	二、〇六	三、三三	五、七〇	七、七三	七、七三	五、七〇	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七	一、九七
四、二六	一、八四	二、八三	二、八三	二、八三	四、六六	二、四三	一、八〇	五、六六	四、八五	四、八五	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六	五、六六

揮發油
硫酸力リ

KL 四元
TON 四、〇〇〇

八、四三二
八、〇〇九

その他
計

九七、六七七
一七、三三三

昭和二十七年道税徴収状況調 (税目別)

(昭和二十八年四月末)

税目	調定額	収入額	不納缺損額	収入未済額	収入歩合	前年同期
道税	七、五二、〇〇〇、九六・三	五、三二、四四五、五五・六	一、四二、六四三・三	一、七九、一三、七七・四	六二・一	六二・五
入場税	一、〇九七、六七一、〇五・七	九七五、〇六一、四七・三	一	一、四〇、五五四、八七・四	八八・一	八六・二
遊興飲食税	一、〇八、〇九、七三・三	六九七、四一九、〇三・八	四、五三・〇六	三、〇〇、六六、一七・元	六五・五	七二・八
自動車税	一三、九四、三六・九	八九、六〇九、三三・元	一	三、三三、一〇四・五	九三・三	八六・六
漁業権税	一五、三四、〇四・九	八六、九五、九七・五	一、一〇〇、五二・六	一〇七、一四八、一三五・五	四四・五	四九・三
家畜者税	六〇三、〇七・〇〇	二、八五、一二七・〇〇	五五・〇〇	三、二七、八九五・〇〇	四六・八	九七・七
特別所得税	一、六〇、〇六一・〇〇	一、六〇、一〇〇・〇〇	一四・〇〇	一、七五、〇〇・〇〇	九九・九	九八・九
特別所得税	四、六〇、九五一、二四・一	五、三〇、一五六・一〇	四、六六、四〇	一、四八、五三・〇〇	九七・九	八七・五
特別所得税	八六、九六、高八・〇〇	三、七四、六五、六九・六	一	一、〇五、三〇、一六・〇	六三・二	六三・三
特別所得税	一六、三三、元一・六	七、一〇、四七・〇〇	一	一四、八四、八七・〇	八三・二	八五・五
特別所得税	一六、三三、元一・六	二九、九七、八七・五	二五、六七・五	一七、一六、七六・六	七八・八	三六・六

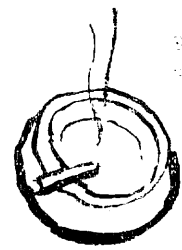
昭和二十七年道税徴収状況調 (支聴別)

(昭和二十八年四月末)

支聴名	調定額	収入額	不納缺損額	収入未済額	収入歩合	前年同期
石狩支聴	一、〇三、三三、四	九八、高八、四五・六	一、〇元・〇〇	三三、八七、六九・三	六六・六	五九・八
渡島支聴	三、〇二九、〇〇・八	三三、六七、五五・三	一	二五、六六、二五・五	五九・二	五三・七

道	本	東	根	釧	十	日	膽	網	宗	留	上	空	後	檜
道	本	東	根	釧	十	日	膽	網	宗	留	上	空	後	檜
稅	稅	京	室	路	勝	高	振	走	谷	萌	川	知	志	山
計	計	務	支	國	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
應	應	所	應	應	應	應	應	應	應	應	應	應	應	應
七、五三、〇〇、九六、三三	五、七四、一五、二六、〇〇	一、二七、〇七、五八、〇〇	七、八三、五五、三三	三、八、二七、三五、一四	三、八、二七、三五、一四	三、八、二七、三五、一四	九、〇〇、五五、一七、〇〇	四、五、五五、八二、一八、五五	四、五、五五、八二、一八、五五	一、四、〇六、一四、六三、五五	一、四、〇六、一四、六三、五五	五、〇、一九、二七、三、五七	五、三、六六、六六、三〇	五、四、五九、四三、七四
三、三、七、七、七、四七	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六	四、三、九、九、八三、二六
五、七、一、四、五、五、三、六	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇	一、四、九、七、〇、九、〇、〇〇
一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三	一、四、三、六、四、七、三
一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四	一、七、九、二、三、七、七、九四
七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五
六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五

雑録



K.U

行政疑義問答集

○地方議會の請願能力について

北海道總務部長照會
昭二八、二、一八自治行政課長回答
自治廳行政課長回答

問 地方公共團體の議會は請願權を有するか。
答 議會には法律上の權限としては請願權がないものと解される。

○常任委員長不信任の措置について

青森縣議會事務局局長、照會
昭二八、二、二〇自治行政課長回答
自治廳行政課長回答

問 本縣委員會條例第九條第二項に「委員長及び副委員長は各々その中から互選する」とあり、事實互選したものであるが、土木常任委員長は無届のまま長期に亘つて縣外旅行をしているので緊急委員會開會などの際にも消息不明のまま欠席している。これに對し、委員會の空氣は職務怠慢の故を以つて、罷免しあるいは不信任案を可決し、これに代わる委員長を互選せんとする意向も見受けられる。自治法及び本縣會議規則には常任委員長の罷免又は不信任案可決の効力に關する何等の條項も見當らず、もとより罷免又は不信任案可決は法的に根據のないものと思惟されるが、かかる場合罷免を決議し、後任委員長を選任決定したときはこれを有効として取扱ふべきか承りたい。

答 常任委員長の解職の手續について、常任委員會條例又は會議規則の規定がある場合においては、當該手續によるものと考えるが、なお、解職の手續が何もない場合においては、一般的には、委員會が本人の意思に反し自由に解任するべきものではないと解される。

○局部設置條例の發案權について

福岡縣議會事務局局長照會
昭二八、一、一七自治行政課長回答
自治廳行政課長回答

問 地方自治法第二百五十八條第一項の規定では、議會も局部設置條例の發案權を有すると解するがどうか。

二、同一の解釋が妥當であるとするれば、局部の數の増減などについて議會も條例發案權があると思考されるにもかかわらず、同條第二項の規定ではその發案權が知事のみに限られた如く解されるが如何。

三、地方自治法第二百二條の三四項に規定された附屬機關を除くその他の從前の附屬機關は、同條第一項の規定により條例で定められない限り本年九月一日以後はその存立の根據がないものと解されるがどうか。

四、地方自治法第二百二條の三第一項は附屬機關の存立の根據を規定したものでなく、附屬機關は條例で定められない限り調停、審査、審議又は調査を行えないということのみに止るものとも解されるがどうか。

答 一、地方自治法第二百五十八條第二項との關係上知事のみ發案權を有すると解する。

二、一により承知されたい。

三、お見込のとおり。

四、地方公共團體が任意に設ける附屬機關は地方自治法第二百二條の三第一項の規定は、それを受けて擔任事項及び權限は條例で定めるものとされたものである。

○附屬機關の設置に関する疑義について

（群馬縣總務部長照會
昭二八、一、一六自行行發第一三號）
自治廳行政課長 回答

問一、地方自治法第百三十八條の四第三項の「條例の定めるところにより附屬機關を置くことができる」とは苟も審議會調査會などの名稱を有する附屬機關である限り、その設置の根據は凡て條例によらねばならぬ趣旨のものであると解すべきか。

二一 たとえ審議會、調査會などの名稱を有する組織であつても、いわゆる附屬機關と認められないものは條例で定める必要はないか。

2、縣職員のみで構成されている法令審査會の如きものは、知事の補助活動の一形態に過ぎないから特に條例をもつて定める必要はないものと解し差支えないか。

3 縣職員だけで構成されている審査會などはその組織目的機能如何に拘らず條例で定める必要はないものと考えて差支えないか。

三 縣職員のみで構成されている審査會などであつても、ある種の災害對策本部の如き、それが實質的に地方自治法第百五十八條の局部に準ずるか又はそれと同等以上に重要性ある性格を有すると考えられる場合は、地方自治法第百三十八條の四第三項の精神からいつて條例によつて定めると解すべきか。

四、縣職員の外、大學教授、辯護士などの部外者を加えて法令審査會が構成される場合、條例をもつて定めるものであると解すべきか。

五、縣職員の外、いやしくも部外者をまじえて構成されている場合は、機能の如何に拘らず凡て條例をもつて定むべきものと解して差支えないか。

答一、お見込のとおり。

二一 審査會、調査會などの名稱を有する組織であつても、問又は問3に掲げるもののように執行機關の附屬機關と認められないものにつ

いてはお見込のとおり。

2 お見込のとおり。

3 組織、目的、機能等につき具體的に検討を要するが、その構成員が知事の補助部局の職員に限られるものについては、概ね1及び2に準じて取扱つて差支えない。

三、設問の災害對策本部が附屬機關であるかどうか疑問であるが、縣職員のみで構成されているもので常時活動するものでなく、災害の發生に應じて機能を發揮するものである限りは條例による必要はないものと解する。

四、お見込のとおり。

五、附屬機關の性質をもつものである限りお見込のとおり。

○出納長の事務委任について

（福島縣出納長照會
昭二八、一、二〇自行行發第一四號）
自治廳行政課長 回答

問 地方自治法第百七十條第三項の規定は「出納長又は收入役が團體の長の命によつて委任する」義か、又は「地方公共團體の長が直接委任する」義か。

答 前段、お見込のとおり。

○附屬機關について

（福岡縣知事案長照會
昭二八、一、二一自行行發第一六號）
自治廳行政課長 回答

問一、地方自治法第二百二條の三によれば、附屬機關は條例の定めるところにより調停などを行う機關とするところがあるが、調停委員會を設置する場合。

1 調停委員會は、條例の定めがあれば直接住民の申請に基いて自己の名において調停及びそれに附隨する處分を行うことができるか、

又は知事が調停に付した場合にのみ調停を行いうるものであるか。
2 この際住民に對して調停委員會名で直接活動できるか、又は知事名で活動すべきか。

3 附屬機關の構成員に議會の議員を加えうるか。

二、企業合理化促進法（昭和二十五年法律第五號）第十二條に基く中小企業の診斷を行うため、別添の診斷實施規則（略）を制定したいと思ふが、診斷員は、附屬機關と解して條例でおかなければならぬか。

答一 後段お見込のとおり。

2 住民に對して直接活動するという意味が明らかでないが、調停委員會が自ら調査しあるいは資料を集めるなどの行爲を行うことを妨げない。

3 違法ではないが適當ではない。

二、診斷員は地方自治法第七十二條第一項の吏員その他の職員をもつて充てれば足りると解するが、必要があれば同法第七十四條に規定する専門委員又は第三百三十八條の四第三項にいう附屬機關をもつて調査及び診斷を行わせることも差支えない。

都設置條例案の修正の範圍について

（高知縣總務部長照會
昭二八、一、二一自治廳行政課長回答）

地方自治法第五十八條の規定に基く、都道府縣知事の權限に屬する事務を分掌させる部の設置條例の設定に際し、
問一、部の設置條例に關し、議會の修正權の範圍を明示されたい。なお次の修正は發案權の侵害にならないか。

- (1) 部の名稱を變更すること。
- (2) 部の事務分掌の一部を他の部の事務分掌とすること。
- (3) 新たな事務分掌を追加すること。
- (4) 部を新設し、又は削除すること。

二、部の設置條例を議會が議決しない場合。

(1) 知事の不信任議決とみなすことができるか。

(2) 知事の専決處分ができるか。

三、部の設置條例が議決されずに猶豫期間即ち昭和二十八年一月を經過した場合は如何になるか。

(1) 従前の法定部は如何になるか。

(2) 條例で設けた部は如何になるか。

答一、議會は部の設置に關する條例を修正することはできるが、その範圍は法第五十八條第一項並びに同條第二項後段の趣旨を逸脱することはできない。なお設問の修正については、設問の内容のみでは確答致し兼ねる。

二(1) できない。

(2) 昭和二十八年一月三十一日までに議會が議決しない場合はお見込のとおり。

三 従前の部制は法律上の根據がなくなるから消滅するものと解せざるを得ないので、昭和二十八年一月中に必ず措置すべきである。

市町村單位教職員團體の連合體の結成方法について

（北海道人事委員會事務局長照會
昭二八、一、六自治廳公務員課長回答）

問 都道府縣當局と交渉するための都道府縣教職員團體連合體に加入している市町村單位教職員團體がこれとは別に、更に都道府縣當局と交渉するための支廳地區教職員團體連合體を結成し、又はこれに加入することができるか。

答 できるものと解する。

地方公務員法の疑義について

（兵庫縣人事委員會事務局長照會
昭二八、一、四自治廳公務員課長回答）

問一、地方公務員法（以下法という）第二十八條第一項第一號「勤務実績

が良くない場合」は、法第二十九條第一項第二號「職務上の義務に違反し又は職務を怠つた場合」に該当する場合があり得ると解されるがこのように一つの行為について二つの法の規定が競合する場合においては任命権者は、諸般の事情を考慮して法第二十八條、法第二十九條の何れか一を選択適用できるか。

二、法人として登録された職員團體は法第五十四條第一項により民法の法人に關する規定が準用され、民法中「主務官廳」とあるは「人事委員會」に読み替えられるから、人事委員會は、職員團體に對し次の權限を持つと解してよい。

(1) 民法第六十七條の業務上の監督

(2) 民法第七十一條の事由によつても登録の取り消しをなし得るか

三、市町村立小中学校の職員の公務災害について次にかかげる事項の實施の權限をもつ機關はどんな機關か。

(1) 公務上の災害であるかどうかの認定

(2) 療養の實施

(3) 補償金額の決定

(4) 補償金額の支拂

四、勞働基準監督機關の職權から法第五十八條第三項に規定する職員の勤務條件に關する勞働基準監督機關の職權を除けばどんな權限が残るか例示願いたい。

五、勞働安全衛生規則に定める衛生管理者試験（規則二八條）汽罐士試験（規則四四條三一五條）汽罐溶接士試験（規則四四條三二二條）起重機運轉士試験（規則四四條、三七三條）溶接士試験（規則四四條、四〇一條）映寫技術者試験（規則四四條、四一〇條）は、法第五十八條第三項に規定する職員の勤務條件に關する勞働基準監督機關の職權に含まれるか。

六、職員團體が特定の政黨を支持し又はこれに反對しあるいは公の選舉

において特定の人を支持し又は反對するなど政治的的目的を有するに至つた時において法第三十六條第一項の「その他の政治的團體」として性格を併せ持つことになるかと解してよい。

七、前項然りとすれば、職員により選任された職員團體の役員は、法第三十六條第一項の「職員は、政黨その他の政治的團體の結成に關與し若しくはこれらの團體の役員となつてはならず」の役員に該當し職員團體の役員を辭さなければならない。

八、前項然りとすれば、職員團體の役員については職員より選任されてある現狀において一時職員團體の役員に全部の曠欠をみるに至り團體の運営に支障を生ずることが豫想されるが如何。

九、地方公營企業法第二條に規定する職員の數以下の職員を持つ公營企業の非現業職員は地方公務員法の適用があるか。

答一、設問の場合、當該職員に對しすれの處分を行うかは、任命權者の裁量によるべきものと解する。

二、人事委員會（人事委員會を置かない地方公共團體においては地方公共團體の長）には法人である職員團體に對する民法第六十七條の規定に基く監督權及び同法第七十一條の規定に基く設立許可の取消權があるものと解する。

三、都道府縣が行うべき補償金額の支拂（療養の實施の場合の負擔を含む）を除いては、當該補償の原因が生じた職員の任命權者である市町村教育委員會が行うべきものと解する。

四及び五、地方公務員法第五十八條の規定により職員に關して適用される勞働基準法の規定に係る勞働基準監督機關の職權は、人事委員會又はその委任を受けた人事委員會の委員（人事委員會を置かない地方公共團體においては、地方公共團體の長）が行うものと解する。

六、七及び八、お見込みのとおり。

九、地方公營企業法第二條第二項の規定によつて適用され、又は地方公營企業勞働關係法第十七條の規定によつて準用される地方公營企業法第三十九條の規定により、地方公營企業勞働關係法第三條第二項に規定す

る職員（同法第五條第一項但書に規定する者を除く）には地方公務員法の一部が適用除外されるものと解する。

地方公營企業法の適用についての疑義

（新潟縣人事課長照會
昭二八、三、九自治廳公務員課長回答）

問一、知事の補助機關たる一般職の職員（本務）として勤務しているものが、當該地方公共團體の公營企業職員と兼務している場合は、原則として地方公務員法及び地方公營企業法の何れを適用すべきや。

二、一の場合において、次の事項について何れによるべきか。

1 組合關係は、職員團體及び労働組合のいずれに加入すべきか。又は、兩方に加入出来るものか。

2 地方公務員法第三十六條の政治的行爲制限條項は排除すべきものかどうか。

3 給與は、企業法、地公法の何れを支給すべきものか。

イ 給料表

ロ 特別調整號俸

ハ 特殊勤務手當などについて

答一、知事の補助機關たる一般職の職員（本務）が、當該地方公共團體の地方公營企業法第三十六條の企業職員と兼務している場合には、その企業職員たる地位において、地方公營企業法及び地方公營企業労働關係法の適用をうけると同時に、知事の補助機關たる一般職の職員たる地位においては、これらの法律によつて適用を排除された地方公務員法の各條項も適用されるものと解する。

二、一の場合には、

1 兩方に加入できるものと解する。

2 適用されるものと解する。

3 當該職員に對しては、その勤務の實態に即して、地方公務員法若

しくは地方公營企業法又はその双方の規定に基く給與をそれぞれ支給することとなるが、この場合重複給與にならぬよう措置すべきである。

町村助役と教育委員會教育長との兼任について

（香川縣總務部長照會
昭二八、四、一四自治廳行政部長回答）

四月十四日附二八發地第一四七號で御照會の標記について次のとおり回答します。

記

問一、教育委員會法第八十八條第三項の規定により教育長を兼任する助役が、本年三月三十一日までに教員の任免について選考推薦をし、教育委員會がそれに基づいて四月一日以降任免の發令をすることは有効であると解して差しつかえないか。

二、四月一日以降は、助役は、教育長を兼任できないことになっているが、専任資格の教育長を得られない結果、町村教育委員會が教育長を欠いたまま（教育長の選考推薦なくして）教員の任免を行った場合でもその行爲は無効ではないと解して差しつかえないか。

答一、お見込みのとおり、

二、お見込みのとおりと解するの外ないものと存する。

報道から拾う

石油裁判

英國のアングロ・イラニアン石油會社が、出光興産を相手どつて、東京地裁に提起した石油の處分禁止の假處分申請は「申請を却下する」判決があり、出光興産の勝訴となつた。この事件は國際法と國內法がからみあつた複雑な内容をもつてゐるが、争點は、問題の石油が、イラン政府の所有物かア・イ會社の所有物かの一點に歸着する。

ア・イ會社の言い分によると

一九三三年に當時のペルシア政府とア・イ會社との間に結ばれた利權協約はその後イラン政府が一方的に石油國有化法を制定しても、その効力を失うものではない。かかる國有化法は補償もなしに外國人の權益を沒收する沒收法であり、國際公法の理念に反する。

というのである。これに對し判決は

この利權協約は、一國政府と一外國會社との間に締結された私契約と認めるべきもので、かかる私契約は國有化法の施行と共に失効し、その權益は消滅したものと認める外なく、従つて國有化法施行後イラン國內において採取された石油は申請人（ア・イ會社）の所有に屬することはあり得ない。

と斷じ、この石油の所有權はイラン政府に屬するものとし、出光興産が自由に處分しても差支えないことになつた。

外國人登録は合憲

「外國人登録令は憲法第二十二條の居住移轉の自由に反するもので違憲である」との上告に對し、最高裁は「憲法第二十二條の居住移轉の自由は絶對的のものではなく、住民を保護し、取締る目的から一定の制限をこれに加えても違憲ではない」と上告棄却を言渡した。

不當な職務質問に判決

職務質問中に逃げ出し、追いかけて制止しようとした警官に暴行したというので、公務執行妨害、傷害罪で起訴された事件に對し、名古屋地裁は「警官の行爲は適法な職務執行とは認められず、被告の行爲は正當防衛とみられる」と無罪の判決を言い渡し注目をひいた。

判決要旨

職務質問に應ずるのはあくまで任意であつて、逃げ出したことはこれ以上任意捜査に應じないという意思表示であり、これに對し實力を用いて捜査を續けるのは不當だ被告が逃げ出したことは「任意出頭した被疑者は何時でも退去することができる（註刑訴一九八條）」という刑訴法の規定から見ても不當ではなく、適法でない職務質問に對し公務執行妨害は成立しない。なお同巡査の傷は狀況からみて被告の暴行によるものではない。

最高檢控訴を指示

この判決について名古屋高檢から指示を求められた最高檢では、檢討の結果、その警官の職務質問は合法で判決は不當だという見地から、十八日控訴するよう指示した。

二十七年特需契約高經審廳發表

この發表による同年度契約高は、物資二億四千二百九万ドル、サーピス一億六千五百六十四万ドル、計四億二百六十五万四千ドルと、四億ドルの大台を抜き、二十六年度の、三億六千八百五万三千ドルに比べ一割一分の増を示したが、ドル収入面では二十六年度は全額ドル・ベースに對し、二十七年度は二億九千六百九万四千ドルだけがドルベースであるため、却つてドル収入は一割九分の減少となつてゐる。主要商品の契約高つぎのとおり。

物資（單位千ドル）

木材	八、三七〇
鐵道枕木	三、一六二
生ゴム	一、二二三
石炭	四四、六四二
硫安	一四、二〇四

過燐酸石灰	一、七七七
ベニヤ板	三、四八七
麻袋	一、〇六六
毛糸	二、七六〇
毛布	二、〇五三
綿糸	一、〇九〇
セメント	一、六五八
アルミニウム塊	四、一四五
フェロマンガ	三、〇四五
鋼管	二、六二四
鐵道レール	二、〇二五
兵器	三五、一〇八
有刺鐵線	八、四〇四
建築用鋼材	四、四〇六
金屬用器	四、二二二
金網	二、八五三
ドラム罐	一、二九三
乾電池	一、二二四
自動車部品	一、九三四
貨車	五、四五〇
組立建物	四、一五一
組立建物	一、三三七
サービス(單位千ドル)	
荷役、倉庫	一七、三〇五
用船料	一〇、四九八
トラック運輸	一、七九五
電氣	二〇、九三八
電信電話	一三、九五八

ガス	三、一二一
水道	三、〇四三
建物	二〇、二六三
自動車修理	一五、九一三
燃料タンク改修	五、二五六
船舶修理	二、五六八
テント及び寝具	一、〇四五

「圓平價」協定成る

外務省は、十二日、國際通貨基金の圓平價が次のように決定したと發表した。同様の發表は同時にワシントンの國際通貨基金でも行われた。

一圓〇、〇〇二四六八五三グラム

純金一トロイオンス〇一万二千六百圓

註 一トロイオンスは普通のオンスより二七五グラムほど重い三一・一グラム

一一米ドル〇三百六十圓

一圓〇・二七七七八米セント

わが國は昨年八月國際通貨基金の正式加盟國となつたが、基金加盟國は金または合衆國ドル(一トロイオンス金〇三十五ドル)に基き自國通貨の平價を基金と協定の上決定する義務を有するので、政府は圓平價につき基金當局と折衝中であつた所、わが方の通告どおり現行の基準外國爲替相場(一ドル三百六十圓)を圓平價とする協定が成立したものである。

なお國際通貨基金(IMF)参加國は五十數カ國であるが、まだフランスをはじめアルゼンチン、イタリア、スペイン、ポルトガル、インドネシアなど十數カ國は平價が決定していない。

各國通貨換算表

國名	通貨單位	金平價 (純金グラム)	ドル表示	ポンド	圓表示
アメリカ	合衆國ドル	0.88671	—	0.357143	360.00

イギリス	ポンド	2,48888	2.8	—	1,008.00
インド	ルピー	0.186621	0.21	0.075	75.60
エジプト	ポンド	2,55187	2.8715	1.025	1,033.76
オランダ	ギルダ	0.233861	0.26314	0.08398	94.73
カナダ	カナダドル	—	1.02375	0.37	373.248
キユーバ	ペソ	0.88861	1.0000	0.357143	360.00
コロムビア	ペソ	0.455733	0.512806	0.183145	184.61
スウェーデン	クローナ	0.171783	0.19330	0.069028	69.58
セイロン	ルピー	0.186621	0.21	0.075	75.60
チリ	ペソ	0.028668	0.03225	0.011518	11.61
オーストラリア	オーストラリアポンド	1.99062	2.24	0.8	806.40
南アフリカ	南アフリカポンド	2.48828	2.8	1.0	1,008.00
ノルウェー	クローネ	0.124414	0.14	0.05	50.40
パキスタン	ルピー	0.268601	0.302	0.107937	108.80
ペナン	マラヤドル	0.888671	1.0000	0.357143	360.00
パラグアイ	ガラソ	0.148112	0.16	0.059524	60.00
フィリピン	ペソ	0.444335	0.5	0.1785714	180.00
インドネシア	マルツカ	0.00386379	0.00386379	0.001548	1.56
フランス	フラン	—	—	0.00102	1,028571円換未設定
ブラジル	クルゼイロ	0.0480363	0.0480363	0.019296	19.45
ベルギー	ベルギーフラン	0.0177734	0.02	0.007143	7.20
イタリア	リラ	—	0.0016	0.000571	0.576

平換未設定

香港	香港ドル	0.155517	0.175	0.0625	63.00
マレー	マレードル (海峽ドル)	0.290299	0.326	0.116	117.60
佛印	ピアスター	—	0.04845	0.075	75.60
西ドイツ	ドイツマルク	0.211582	0.238095	0.08503	85.71
スイス	スイスフラン	—	0.2333	0.08344	84.11
インドネシア	ルピー	—	0.08771	0.031325	31.58

1953.2.21
米ドルに
つぎ4.2
ドイツ・マルク
に平換設定
1-M.F未
加入

日本物価と国際物価との開き

- ① 「ドル」三百六十圓の爲替レート設定された昭和二十四年四月を「〇」とする。
- ② この表で見ると、国際物価は二割、日本の物価は七割も上つたことになる。
- ③ 然し経済審議廳調査課では、二十四年當時の圓の實勢は二百八十圓で三百六十圓レートは「二」三割の爲替切下げに當り、當時の物価は海外よりそれだけ低くなり、國際價格「一〇〇」に對し「七八」となる。従つて國際比較には表中「B」を見なければならぬ。
- ④ 表中「A」は東京卸賣物價指數「B」は前記の爲替の實勢による調整物價國際物價は主要三十二カ國の平均(經濟審議廳調)による。

卸賣物價の國際比較

國際物價		日本の物價	
		A	B (實勢による調整物價)
昭和24	4	100	78
25	6	103	87

第五次吉田内閣の顔ぶれ

第五次吉田内閣は五月二十一日午後三時、皇居で吉田首相の任命式、引き続き三時半から各閣僚のの認證式を行った。

9	110	127	99
12	114	138	107
26	3	121	126
6	122	162	130
9	124	167	133
12	124	171	135
27	3	124	133
6	124	171	131
9	125	169	131
12	122	166	129
28	3	179	132

総務	吉田	74
外務	岡崎	55
法務	犬養	56
(國警擔當)		
大藏	小笠	68
文部	大達	61
厚生	山形	51
農林	内田	72
通産	岡野	63
兼經濟審議廳長官		
運輸	石井	63
兼自治廳長官		
兼行政管理局長官		

政務次官の顔ぶれ

政府は、五月二十五日政務次官を次のように發令した。

勞働(調達廳擔當)	小坂	善太郎	41
建設(兼北海道開發廳長官)	戸塚	九一郎	62
國務	緒方	篤太郎	67
國務	大野	竹虎	65
國務	安藤	伴睦	62
國務	大野	正純	76
官房長官	福永	秀次	57
法制局長官	佐藤	健司	42

法務	三浦	寅之助	(參)
大藏	小瀧	愛知	(參)
文部	福井	中井	(參)
厚生	篠田	弘マ	(參)
農林	篠田	信三	(參)
通産	古池	信三	(參)
運輸	南村	英一	(參)
郵政	飯塚	定輔	(參)
勞働	安井	好謙	(參)
建設	南井	安井	(參)
行管	菊地	信義	(參)
北海道開發	青木	正一郎	(參)

經審 深水六郎 (参)
 首都建設 木村守江 (参)
 保安 前田正男 (参)

衆參兩院正副議長

衆議院 議長 堤 康次郎 (改)
 副議長 原 彪 (左社)

參議院 議長 河井彌八 (緑)
 副議長 重宗雄三 (自)

衆議院常任委員長顔ふれ

五月二十五日の衆院本會議で衆院常任委員長を次のように決定した。
 (議院運営委員長は二十二日に決定)

自由黨

人事 川島正次郎
 地方行政 中井一夫
 法務 小林 錡
 外務 上塚 司
 文部 辻 寛一
 水産 田口 長治郎
 通産 大西 禎夫
 運輸 關内 正一
 兩院法規 武知 勇記
 建設 久野 忠治
 豫算 尾崎 末吉
 訴訟 追 索

改進黨

大藏 千葉三郎
 農林 井出 一太郎
 經濟安定 佐伯 宗義
 厚生 小島 徹三
 圖書館運營 伊東 岩男

左社

勞働 赤松 勇
 内閣 稻村 順三
 電通 成田 知巳
 郵政 田中 織之進

鳩山派自由黨

決算 田中 彰治
 懲罰 森 幸太郎

自由黨

議院運營 菅 家喜六

參議院常任委員長顔ふれ

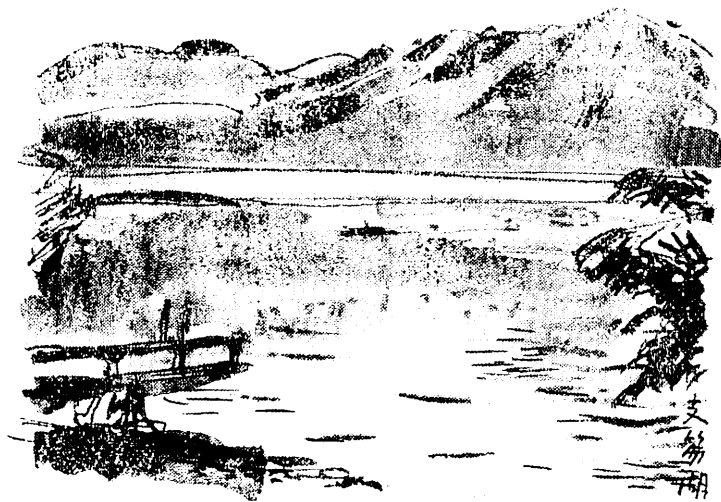
五月二十一日の參院本會議で參院常任委員長を、次のように決定した。
 (圖書館運營委員長は石黒忠篤(緑)のところ五月二十九日高橋道男(緑)に改選された)

内閣

人事 小酒井 義男 (左社)
 地方行政 村 尾 重雄 (右社)
 豫算 青木 清次 (左社)
 文部 川村 一男 (自)
 外務 佐藤 尚武 (緑)

電	懲	郵	通	兩	建	農	圖	決	經	大	議	法	勞	運	水	厚
通	罰	政	産	院	設	林	書	算	濟	藏	院	務	働	輸	産	生
				決			館		安		運					
				規			運		定		營					
							營									

佐	深	池	中	白	石	片	高	東	早	大	草	郡	栗	前	森	堂
藤	川	田	川	瀬	川	柳	橋		川	矢	葉		山	田	崎	森
義	夕	宇	以	米	清	眞	道		慎	半	隆	祐	良			芳
	マ	右								次						
詮	エ	工	良	吉	一	吉	男	隆	一	郎	圓	一	夫	穰	隆	夫
		門														
(自)	(改)	(自)	(自)	(自)	(改)	(緑)	(緑)	(右社)	(緑)	(自)	(自)	(自)	(左社)	(緑)	(左社)	(右社)





圖書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名 著編者
海軍年鑑 一九五二年版 日本海軍振興會
自由世界の天然資源上下 後藤 譽之助
地方自治を活かすもの 田中二郎 外
新日本史大系

第二卷 古代社會 井上 光貞
第四卷 近世社會 小葉山 淳
第二次大戦回顧録十五 ウィンストン・チャーチル
世界歴史事典 十五 下中 彌三郎
米國公的扶助行政の瞥見 木村 忠二郎
創造と墮落 中澤 博
文明を救うもの 同
新平家物語 同

第七卷 みちのくの巻 吉川 英治
第八卷 火乃國の巻 同
第九卷 御産の巻 同
第十卷 りんねの巻 同
第十一卷 斷橋の巻 同
金融關係法 同
逐條地方自治誌—解釋とその運用— 大藏省銀行局
長野 士郎

○各官公廳その他よりの受贈書

圖書名 受贈先
電氣試験所研究報告 電氣試験所

廣報うらはろ十勝沖地震一周年記念特集號

地方財政概要

會計検査院年報

ヨーロッパ理事會規程

事務總長官房調査課

外務省條約局

千九百二十二年一月二十三日にヘーグで千九百二十五年

二月十一日千九百二十五年二月十九日及び千九百三十

一年七月十三日にジュネーヴで千九百三十一年十一月

二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二

十六日にジュネーヴで締結された驅逐に關する協定條

約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書

外務省條約局

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された國際冷

凍協會をパリに創設することを目的とする國際條約を

修正する條約

同

アメリカ合衆國とコロンビア共和國との友好通商航海

條約

同

千九百四十八年の海上における人命の安全のための國

際條約

同

國際植物防疫條約

同

石炭及び鋼鐵に關するヨーロッパ共同體を設立するた

めの條約

同

石炭及び鋼鐵に關するヨーロッパ共同體を設立するた

めの條約の共同宣言

外務省條約局

連合王國とイタリアとの間の文化條約

同

船舶衝突その他の航海事故の刑事管轄權に關する規則

の統一のための國際條約

關稅賦課のための商品課稅價格に關する條約

同

關稅協力委員會の設立に關する條約

外務省條約局

ヨーロッパ關稅同盟研究團に關する議定書

同

地中海一般漁業理事會の設立に關する協定

同

ラテン・アメリカ漁業理事會の設立に關する協定

同

一、南太平洋委員會を設立する協定

二、南太平洋委員會の地域的範圍を擴張する協定

同

所得に對する租稅に關する二重課稅の回避及び脱稅の

防止のためのグレート・ブリテン及び北部アイルラン

ド連合王國政府とビルマ連合政府との間の協定

同

ツマリアの暫定的管理をイタリアに移讓することに關

するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王

國政府とイタリア政府との間の交換公文

同

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國政

府とイエーメン政府との間の關係に關する交換公文

同

グレートブリテン及び北部アイルランド連合王國皇帝

陛下とマスカット及びオーマン回教君主との間の修好

通商及び航海條約

同

グレートブリテン及び北部アイルランド連合王國政府

とワシントン輸出銀行との借款協定

同

千九百三十二年十二月三十一日にストックホルムで署

名されたスウェーデン及びデンマークに臨む水域での
漁業に關するスウェーデンとデンマークとの間の條約

同

國際魚類濫獲會議の最終議定書及び條約

同

スーダンにおける憲法の發達に關する文書並びにスー
ダンのため自治及び自決に關するグレートブリテン及
び北部アイルランド連合王國政府とエジプト政府との
間の協定

同

國營競馬統計

農林省畜産局競馬部

野鳥の保護

道 林 務 部

北海道金融機關沿革史

北海道拓殖銀行調査部

森林組合（施設組合）及び森林組合連合會の會計原則

林野廳林政部

並びに財務諸表準則

通産大臣官房調査統計部

工業統計連報

林 野 廳

森林火災國營保險事業統計表

農林省統計部調査部

農業動態調査

通 産 省

通商産業省年報

林野廳經濟課

林業税制の手引

道立労働科學研究所

社會進化和社會研究組織

同

北海漁業とその労働事情

道農業試験場

北海道農業試験場報告

道 勞 働 部

圖書目錄

國立國會圖書館支部圖書館部

労働市場年報

道 勞 働 部

びぶろす五月號

道 勞 働 部

職業安定九號

道 稅 務 課

稅務通信二七號

道 稅 務 課

教育月報四月號

道自治協會

北海道自治五月號

郵政省經理局統計課

郵政統計月報四月號

厚 生 省

厚生四月號

厚 生 省

郵政四月號

電氣試驗所彙報三號

通産統計月報三月號

農林統計調査二月號

岩手縣議會時報十六號

神奈川縣議會月報三月號

群馬縣議會時報四月號

東京郡議會月報三月號

福井縣議會時報十七號

兵庫縣議會時報三、四月合併號

福岡縣議會月報二十六號

大阪府會四月號

郵政省人事能率課

電氣試驗所

通商産業省

農 林 省

岩手縣議會事務局

神奈川縣議會事務局

群馬縣議會事務局

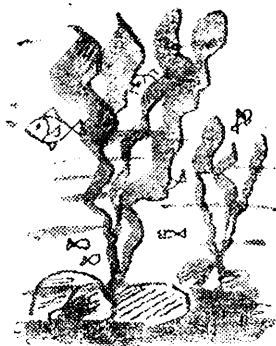
東京郡議會事務局

福井縣議會事務局

兵庫縣議會事務局

福岡縣議會事務局

大阪府會事務局



昭和二十八年六月二十日發行

北海道議會時報

第五卷第六號

編 集 北海道議會事務局調查課

發 行 北海道議會事務局

電話② 一、八二〇番

- 1 ○第二十四回メーデー各地とも平穩裡に終る。 ○經濟廳二十七年特需契約高發表。
- 2 ○憲法記念日。 ○余市町で四七戸、小樽市で二一戸焼く。
- 3 ○標茶町四五戸焼く。
- 4 ○子供の日 ○ア米大統領議會に特別敎書を送り、一九五四會計年度對外援助計畫として五十八億二千八百万ドルを要請。 ○皇太子殿下英女王と御會見。
- 5 ○ア・イ會社、出光興産買入れのイラン石油陸揚停止の假處分提訴。 ○日、スエーデン新貿易計畫調印(年間輸出入一千万ドルの計畫)
- 6 ○朝鮮休戰會議において、共產側は八項目の新提案をなし、この新提案を受諾するならば捕虜の留朝鮮に同意すると譲歩を示した。 ○鹿地亘氏に電波管理法違反容疑で逮捕状が出る。
- 7 ○歸國第三次船團第一船、高砂丸舞鶴歸港。 ○日獨工業協定、外務省において調印。 ○根釧原野山火に保安隊出動。
- 8 ○七日の共產側新提案に對し國連側は聲明を發表「何故送還を拒む捕虜の處置を上級の政治會議に付託することが必要か」と質問した。
- 9 ○インドシナ通貨切下げ(一ピアストル一七フランから一〇フランに、十一日から實施) ○母の日
- 10 チャーチル英首相外交演説の中で「朝鮮休戰の達成は急務であり、共產側新提案は同情的に検討する必要がある」と述べた ○日英兩國政府はさきの日英貿易會談で了解に達した日本のポンド地域外とのポンド決済取引(行政振替地域の擴張)の内容を發表、十二日から實施する。 ○第三次中共歸國船白山、白龍丸舞鶴歸港 ○國際通貨基金、日本圓の平價を一ドル對三百六十圓に決定の旨發表(同時に日本外務省も發表) ○官公勞新ベース一万八千八百圓、夏季手當一カ月分の支給を要求。
- 11 ○北大西洋軍最高司令官にアルフレッド・グランサー大將(前任者リツジウエイ大將)陸軍參謀總長にマシユー・リツジウエイ大將、統合參謀本部議長にアーサー・W・ラドフォード大將を任命。 ○日拂文化協定調印。
- 12 ○共產側提案に對する國連側對策を提出(五カ國中立委に同意、中共軍捕虜のみ管理、朝鮮人捕虜は除外)
- 13 ○學制八十年記念式を行う(天皇、皇后兩陛下御出席、神田共立講堂) ○日共幹部、松本三益氏逮捕さる。
- 14 ○運輸省、海運造船白書を公表 ○共產側は、國連側對策を(絶對に受諾できないものである)と拒否した。 ○出光興産の日章丸再びイランへ向け出港。
- 15 ○六月分暫定豫算歳出九百二十七億圓閣議決定。 ○澤田國連大使アメリカに向け出發。 ○興安丸千九百十八名を乗せ舞鶴へ歸港
- 16 ○十五日夜から十六日朝にかけ道東、北に降雪。 ○大相撲夏場所初まる。
- 17 ○第十六特別國會召集。 ○衆院議長堤康次郎氏(改進)副議長原彪氏(左社)當選。 ○白井對カンボ戰白井タイトル防衛。
- 18 ○首班に吉田茂氏指名(決選吉田茂二〇四、重光葵一一六) ○參院議長河井彌八氏(綠風)副議長重宗雄三氏(自)當選。
- 19 ○吉田重光會談。 ○十九、二十日再開豫定の休戰會議二十五日まで延期。 ○製紙(王子本州)勞組ストに突入。 ○「華僑の歸國問題が解決しない限り第四次配船の指定は留保する」旨中共赤十字社から入電。
- 20 ○札幌市電値上げ。 ○第五次吉田内閣成立。 ○マイエル佛内閣總辭職(財政改革の信任投票に敗る)
- 21 ○ルーズベルト夫人來日。
- 22 ○アリソン米大使着任。 ○強風下江別町大火、中心街二九二世帯焼く。 ○日本、パキスタン新通商協定成立。
- 23 ○休戰會議、六月一日まで延期(國連軍側秘密會議において新提案を手交したものと見られる)
- 24 ○イラン石油問題、假處分申請を却下。 ○出雲大社拜殿など焼く。
- 25 ○六月暫定豫算案院通過。 ○韓國代表、國連軍の秘密協定の提案(二十五日の)撤回を要求。
- 26 ○六月暫定豫算案院通過成立。 ○電源開發會社のアメリカ銀行から電力借款成立す(年四分五厘、三年、七百万ドル)
- 27 ○國會自然休會に入る。 ○休戰會議再開更に四日まで延期。